

## 第 2 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和6年9月26日(木)  
午前10時00分 開会  
午後 0時01分 休憩  
午後 1時00分 再開  
午後 2時28分 閉会

2 場 所 第1委員会室

### 3 出席委員 (19人)

主 査	大久保 無 我	副 主 査	木 下 幸 子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研 一 郎
委 員	中 島 隆 治	委 員	金 子 秀 一
委 員	村 上 直 樹	委 員	山 本 眞 智 子
委 員	白 石 一 裕	委 員	森 結 実 子
委 員	小 宮 けい子	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	永 井 佑	委 員	荒 川 徹
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人
委 員	井 上 しんご		
(委 員 長	藤 沢 加 代	副 委 員 長	吉 村 太 志)

### 4 欠席委員 (0人)

### 5 出席説明員

子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	右 田 圭 子
総務企画課長	井 上 智 史	こども施設企画課長	鈴 木 修
運営給付担当課長	吉 田 佳 子	認定管理担当課長	石 松 亨 介
指導支援担当課長	伊 藤 京 子	子育て支援部長	緒 方 克 也
子育て支援課長	児 森 圭 介	母子保健担当課長	中 原 尚 子
こども若者育成課長	酒 井 俊 哉	居場所づくり担当課長	北 崎 賢
青少年非行対策担当課長	井 上 香 樹	子ども総合センター所長	安 部 聡 子
子ども総合センター次長	藤 田 浩 介	外 関係職員	

## 6 事務局職員

書 記 森 浩 次 政策担当係長 田 中 康 雄

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第89号 令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第101号 令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	

## 8 会議の経過

○主査（大久保無我君） それでは、開会いたします。

本日は、子ども家庭局の関係議案の審査を行います。議案第89号のうち所管分及び101号の以上2件を一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から子供家庭行政の推進に御協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和5年度決算議案及び令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の御審議をお願いいたします。

令和5年度は、こどもまんなかc i t y宣言をはじめ、こどもまんなか社会の実現に向け、様々な事業に取り組んでまいりました。

具体的には、第2子以降の保育料の無償化、病児保育の利用料無償化など、子育てに係る経済的負担の軽減や乳幼児健康診査等手続のI C T化など、新たな取組にも着手し、推進をしてまいったところでございます。

詳しくは、後ほど子ども家庭部長から説明いたします。

今後とも、子供施策のさらなる充実、強化を図ってまいります。引き続き、委員の皆様の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○主査（大久保無我君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 恐れ入ります。それでは、着席の上、説明させていただきます。

それではまず、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分について御説明いたします。

お手元のタブレットに配付の令和6年9月議会決算特別委員会資料第2分科会、子ども家庭局により、説明させていただきます。

資料4ページを御覧ください。

初めに、一般会計歳入のうち主なものについて、目ごとに収入済額を中心に御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

それではまず、16款1項2目子ども家庭費負担金は、民間保育所保育料などで、収入済額11億3,575万円でございます。収入未済額は1億73万円で、民間保育所保育料の未納などによるものです。

17款1項3目子ども家庭使用料は、公立保育所等の児童福祉施設や社会教育施設等の利用者から徴収する使用料で、収入済額1億8,593万円でございます。収入未済額は1,104万円で、公立保育所等の保育料の未納などによるものです。

18款1項2目子ども家庭費国庫負担金は、収入済額258億1,837万円で、児童手当や児童扶養手当などに係る国庫負担金でございます。

18款2項3目子ども家庭費国庫補助金は、収入済額57億5,311万円で、子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金や子育てのための施設等利用給付補助金などに係る国庫補助金でございます。

19款1項2目子ども家庭費県負担金は、収入済額84億307万円で、民間保育所等への給付である施設型給付負担金や児童手当などに係る県負担金でございます。

19款2項3目子ども家庭費県補助金は、収入済額29億1,629万円で、子ども医療費やひとり親家庭等医療費などに係る県補助金でございます。

資料5ページを御覧ください。

少し飛びまして、25款でございます。25款1項4目子ども家庭債は、収入済額4億7,300万円で、保育所施設整備事業や青少年施設適正化事業などに係る市債でございます。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額463億8,716万円、調定額452億2,357万円、収入済額450億4,712万円、収入未済額1億5,579万円となっております。

なお、収入率は99.6%となっております。

資料の6ページを御覧ください。

続きまして、一般会計歳出につきまして、目ごとに支出済額を中心に御説明いたします。

まず、4款1項1目子ども家庭職員費は、支出済額46億2,614万円でございます。

4款2項1目子ども家庭総務費は、支出済額79億6,928万円でございます。主なものは、子育てのための施設等利用給付事業経費17億7,911万円、地域型保育給付経費23億990万円などがございます。翌年度への繰越額は1億782万円で、これはこども誰でも通園制度仮称試行事業など、適正な事業期間を確保するため予算を繰り越したものでございます。不用額は8億

6,666万円で、これは主なものとして、こどもの安心・安全対策支援事業におきまして申請施設数が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

資料7ページを御覧ください。

4款2項2目子ども家庭支援費は、支出済額516億9,207万円でございます。主なものは、施設型給付経費241億4,450万円、児童手当132億4,555万円などがございます。翌年度への繰越額は3億3,783万円で、これは主なものとして、折尾保育所移転建替事業など適正な事業期間を確保するため、予算を繰り越したものでございます。不用額は20億8,274万円で、これは施設型給付経費や児童手当などで園児数や支給対象児童数が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

資料8ページを御覧ください。

4款2項3目母子保健医療費は、支出済額64億4,667万円でございます。主なものは、子ども医療費支給事業経費36億8,713万円、母子健康診査事業経費7億2,444万円などがございます。不用額は5億721万円でございます。これは、きたきゅうベビー応援事業経費などで、支給対象者が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

4款2項4目青少年費は、支出済額7億8,614万円でございます。主なものは、青少年施設管理運営経費3億2,742万円、青少年施設適正化事業経費3億4,448万円などがございます。不用額は1億886万円でございます。

以上、一般会計の歳出合計は、予算現額759億9,657万円、支出済額715億3,204万円、翌年度繰越額4億4,566万円、不用額40億1,886万円となっております。

なお、執行率は94.1%となっております。

資料9ページを御覧ください。

続きまして、議案第101号、令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

1款1項1目一般会計繰入金の収入済額は1,172万円、2款1項1目繰越金は、収入済額2,283万円、3款1項1目母子福祉資金貸付金元利収入は、収入済額1億6,503万円、3款1項2目父子福祉資金貸付金元利収入は、収入済額78万円、3款1項3目寡婦福祉資金貸付金元利収入は、収入済額541万円でございます。

以上、歳入合計は、収入済額2億578万円となっており、貸付事業の財源に充てております。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目貸付事業総務費の支出済額は1,093万円で、貸付事業に要した事務経費でございます。

1款1項2目母子福祉資金貸付金520万円、1款1項3目父子福祉資金貸付金24万円、1款

1項4目寡婦福祉資金貸付金67万円は、いずれも修学資金等の貸付けに要した経費でございます。

1款2項1目繰出金1億218万円は、公債償還特別会計及び一般会計への繰出金です。  
続きまして、資料10ページを御覧ください。

指定管理者の評価結果について御説明いたします。

本件につきましては、8月29日から北九州市のホームページで公表しております。

このうち、子ども家庭局所管の多段階評価につきましては、資料のとおり、選定前評価として8件、中間評価として1件、最終評価として1件ございます。

評価結果につきましては、選定前評価8件のうち、B評価が4件、C評価が4件、中間評価がB評価、最終評価がB評価となっております。

詳細につきましては、お手元の令和6年度指定管理者評価結果一覧及び指定管理者の管理運営に対する評価シートを御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○主査（大久保無我君）** これより質疑に入ります。

質疑は、会派ごとに、持ち時間の範囲内で、議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。補職名を言う際はマイクを使って言っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。森委員。

**○委員（森結実子君）** よろしく願いいたします。

保育所園庭芝生化事業についてお伺いをしたいと思います。

園庭の芝生化については、とても温度も下がりますし、メンタルヘルスの面でも向上できると思っていますし、ただ園庭に線が引けないという、ちょっとマイナスな点もありますけど、私はぜひ推進をしていただきたいと思っているんですが、令和5年度は何園に施工されたんでしょうか。

また、この中に、以前に施工した園の維持費とかも入っていたら教えてください。

この事業は、今何園で施工されているのか、また、今後この事業をどれぐらい広げていきたいのか、教えてください。よろしく願いします。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 保育所園庭芝生化事業について御答弁申し上げます。

令和5年度の整備の実績でございますが、実は令和5年度につきましては、各保育所等に希望調査を行ったんですが、新規での整備の希望というのがございませんでした。

ですので、令和5年度にこの事業として行わせていただいたのが、決算額としては10万円と

なっておりますが、これまでに整備された園の中で、例えばスプリンクラーが故障したですとか、芝刈機が故障したというそのメンテナンス、アフターケアに係る部分の補助を2施設に対して行っております。

その結果、これまでの累計でございますが、令和5年度までに、保育所で54施設の園庭を芝生化しております。そして、幼稚園でも24園の芝生化をしております。

今後について、どのようにということでお尋ねがございましたけども、委員がおっしゃるように、園庭芝生化の効果は、本当に表面の温度のこともそうですし、砂ぼこりが飛ばなくなったとか、雨が降っても園庭の砂が外に流れていかないとか、あとは子供たちの教育にとっても、トンボが来るようになって子供が喜んでいるとか、すごくいい効果があったよというお声もいただいて、ありがたい事業なんですけども、令和5年度は希望がなかったということも踏まえまして、現場の皆様とも意見交換をさせていただいたところ、新規整備につきましては、おおむね希望のある皆さんの下には行き届いたのではないかなと我々は考えております。

ですので、実は令和6年度、今年度に、まだ新しく整備の補助をやるようにしているんですが、これを最後に、今後は当面、今実施済みの施設のアフターケアといいますか、先ほどの機器の更新ですとか、そのあたりの経費の補助を続けていければと考えております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** ありがとうございます。

私は、すばらしいお話だと思っていたのですが、新規の申込みがないというのは、メンテナンスの大変さとか、何か園庭を芝生化することに対するマイナス面があるのか教えていただいてもいいですか。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 芝生化のマイナス面といいますか、我々のほうで今認識しておりますのは、園庭の芝生化という補助があるよということは、ある程度、各施設に丁寧に御案内はできているのかなと思うんですが、デメリットといいますより、新しく入れようと考えていただける施設が、おおむねもう整備済みなのかなと認識しております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** ありがとうございます。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 3点お伺いします。

まず1点目は、病児保育事業について、無償化されたということと病院数が拡大されたということですが、利用者数が2倍近くになってきているということで、行政評価の中に利用を断ることもあったというふうなことがありましたので、この数が増えているということは、それだけ病児保育を皆さんが利用したいものであったということの現れだと思うんですけど、せつ

かくこういうふうは無償化して病院も拡大した、だけど、本当に預けたいときにお断りされるということはあってはならないと思うんですけど、そのところは今後どういうふうにしていくのかということをお聞かせください。

2点目は、学童でいいんですかね、放課後児童クラブについてです。

これも利用者の満足度というのは高いようになっておりました。それで、開いている時間も19時まで延長しているところもあると書いてありましたが、この19時という長い時間のところのメリットはすぐ分かりますけど、放課後児童クラブにとって負担的なものというのではないのでしょうか。

それから、長期の休暇中の間だけ利用したい、だけど、自分のところの校区はそういうことをしていないということで、探していますという声をよく聞くんです。この夏休みだけとか冬休みだけの受入れというところは、今後できないものだろうかということですか。

もう一つ、子供たちの遊ぶ部屋には、こういうふうに非常に暑くなってきているところで、エアコンがきっちり整備されているのかということをお聞かせください。

3点目は、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業についてです。

この事業は、やはり中学校を卒業した後に所属がなくなって、そしてそこから支援の手が届きにくくなるというところを上手につなぐ、卒業後の1年間をつなぐためにあるという事業で、とてもいい事業だと思っております。

今年度の評価の中で、改善が見られた数というところで62人と書いてあるんですけど、その母数というか基数の数、どれだけの子供がこの次への一歩応援事業を受けているのかということをお聞かせください。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 病児保育の御質問について御答弁申し上げます。

今、委員から御紹介いただきましたように、令和5年度に関しましては、福岡県による無償化の制度実施もございまして、利用者が大変多くなりました。年間を通じて、令和5年度には1万3,000人を超える方に御利用いただいていたんですけども、今、御心配いただいておりますとおり、実は年度の途中、ピークが7月でございましたが、利用希望のうち3割程度の方の利用をお断りするような状況も一時期ございました。

そうした状況もございまして、令和5年9月に、各施設の受入れ人数の拡大のための補正予算をお認めいただいて、速やかに各施設に対策していただいた結果、3割超えであったお断りする率を、令和6年3月時点におきましては、およそ10%台、11%程度に圧縮することができております。

今後についてということでお尋ねいただきましたけども、11%まで削減はできたものの、今年度につきましても、おおむね同じ程度の10%台前半のお断りをするというのは存在しています。完全にゼロにはなっておりませんので、今、我々のほうで、今度、令和6年度中に新しい

病児保育施設、今は13か所あるんですが、14か所目の施設を年度内に開設する方向で準備を進めているところでございます。以上でございます。

○主査（大久保無我君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 放課後児童クラブのことで御質問いただきました。順次、回答いたします。

まず、放課後児童クラブが遅くまで開所した際の負担感というお話だったかと思えます。

市としましては、午後7時まで開所するように努めてくださいというようなお願いをしている状況でございます。これは要綱に定めておきまして、現在、130クラブのうち90クラブが19時までの開所ということで協力をいただいているところでございます。

これは、もちろん委託契約を結んだところでやらせていただいておりますので、委託料の加算ということで上乗せをさせていただいております。

ただ、お金はつけましても、やはり人の張りつけ、配置というところで各クラブ悩まれているとは伺っているところでございます。そのあたりも御相談いただければ、寄り添いながら、親身になって対応させていただいているところでございます。

それから、長期休暇のみの利用の希望にどう対応しているのかというところでございますが、夏休みのみの受入れをしているクラブというのももちろんございます。もともと北九州市の放課後児童クラブは、想定は通年利用というところで、当初はそのように御案内させていただくんですが、委員がおっしゃったような夏休みのニーズというところがもちろんございますので、これにつきましても、各クラブに御協力をいただきまして、令和5年度は17クラブに受入れをしていただいたところです。

本年度につきましても、ただいま集計中でございますが、8月時点の情報では、20クラブ以上に受入れをしていただいていると伺っております。これにつきましても、夏休みのみの受入れをしていただくに当たりましては、加算対応をさせていただくというところと、やはりこれにつきましても、人の問題というのが出てきますので、そのあたりは我々も丁寧に話を聞きながら対応させていただいているところでございます。

それから、子供の遊び場のエアコンのお話ですが、委員から御相談いただいて、いい方向に解決できた案件もございましたが、基本的には遊戯室といいますか、子供が常にいるような場所につきましても、エアコンを完備して対応していると把握しております。

ただ、児童館とかの遊戯室ということになりますと、地域の遊び場という側面もありまして、体育館的につくられているような、そういった構造のものが多いかと思えます。

これにつきましても、児童館自体が北九州市福祉事業団の指定管理でやっておりますので、まずは指定管理者の北九州市福祉事業団に対応をお願いするのと、なかなか遊戯室全体を冷やすということになりますと、かなりパワーのあるエアコン等も必要になりますので、現地確認をさせていただいて、こういった方法が可能かというところをまず検討させていただくという

ような対応をさせていただいております。

ちなみに、委員に御相談いただいた児童館につきましては、そういったクーリングスペースをしっかりと確保するように、今実際に動いているような状況でございます。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** こども若者成育課長。

**○こども若者成育課長** 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業について、御質問いただきました。

こちらの実績についてですけれども、令和5年度でいきますと、生徒、もしくは卒業後1年以内の方、72名に御支援申し上げて、そのうち62名の方に改善が見られたという状況でございます。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** ありがとうございます。

病児保育事業というのは、無償化されたから増えたんじゃないくて、やはり希望があったことだと思いますので、今おっしゃられていたように、新しい施設を増やすのは非常に大変だと思いますけど、ニーズがあるというところでぜひ頑張っていたきたいと思います。

施設を今から増やすと言いながらも、もう一つ、土日に働いている人たちも多くいるということで、やっぱり病院が開いている土曜日では午前中はいいとかはあるけど、日曜日、祝日になると預けられないという、そういうところで預けられるところが必要だと思います。ぜひ、そこも検討してください。

もう一点、電話をしても空いていない、じゃあ同じ区の中にあるもう一つのところが空いていた、そういう場合にそこをお願いするということは事前登録をしておけば可能なんですか。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 空き状況について、事前に登録した方にこちらから御案内ができるかということ……。

**○委員（小宮けい子君）** いえいえ、違います。私が、ここの病院に事前登録をきちんとしている、だけど、その定の員がいっぱいだからといったときに、また違うところに電話をすると空いている、じゃあ、ちょっと遠いけどそこで預かってもらおうということは、事前登録ということがされておけば、あと、かかりつけ医の診断書があれば、違うところでもオーケーなんですか。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 13施設全て、どの施設も空きがあれば御利用いただけるようになっております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 分かりました。空き状況が一目で分かるような、そういうところの

サービスをぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、放課後児童クラブのクーラー、ありがとうございます。やはりこの暑さの中、そして、子供の数も非常に多くなっているから、放課後児童クラブのお部屋の中というのは非常に暑い状況にあると思いますので。

それから、不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業、これはやはり教育委員会が中学校卒業までの不登校の子供に対していろいろやっているけど、そこから先、もう所属が切れた後に、北九州市にある支援をするというところの入り口、つなぎであると思うんですね。中学校を卒業しても1年間、見守って支援してもらえる。その中で、YELLにつながとか、また次の支援のところにつないでいくというところで、非常に大切な事業だと思います。

72人が利用されているということで、中学校卒業時点で、不登校状態で卒業してしまう子供はたくさんいると思うんですけど、前もお聞きしたときに、要望がたくさんあれば増やすことをもって言われたんですけど、要望が少ないっていう。訪問して伴走型で支援して、その子に合った支援を進めていくと、すごくすばらしいものだと思うんです。

ということは、もっと宣伝をする、いろいろなところで宣伝して広めていくということが必要なんじゃないかなと思います。ぜひ、中学校卒業後の子供たちの行く場所がなくなるないように支援をつなぐというところ、今後も考えていただきたいと思います。お願いいたします。以上です。

**○主査（大久保無我君）** いいですか。ほかに質疑はありませんか。共産党、永井委員。

**○委員（永井佑君）** よろしくお願いします。私からは2点伺います。

まず最初に、保育の問題について伺います。

先ほども病児保育のお話がありましたが、病児保育などにおいて問題意識があるんですが、その日に預かる子供は、保育士と初対面になることが多いと思います。数が増えているということなんですけど、基本的に子供と保育士はその日が初めてというケースもあると思います。

そのため、様々な特性や、中には障害がある子供もいて、きめ細やかな対応が必要だという声もあります。

例えばふだんはいいんですけど、体調が悪いので機嫌が非常に悪いと。保護者は、特性とか障害の有無について伝えると、もしかしたら預けられないんじゃないかと思ってしまうことでもある。そのため、保護者が仕事に行かれた後で、だっこをせがんで、下ろせないと。だっこをしないと泣き続けるので非常に危ないと。一人を1対1で対応しないといけないですから、ほかの子供の対応が非常に難しいという声も寄せられていました。

認可外の保育施設であることが多いと思いますが、このような実態というのは、市は把握しているのか、まず1点伺います。

続いて、不妊治療について伺います。何度か、本会議とか委員会でも質問させていただきましたが、改めて伺います。

当事者の声をまず紹介させていただきます。

保険適用で月に支払う金額は3万円を超えないくらいだが、保険適用の回数が6回までで、現在、6回を超えて自費で100万円以上かかっていると。これから検査や治療を行うので、さらに金額は多くなる。まだ、自費診療を始めてから3か月なのに100万円以上かかっているの、今後どうなるか不安だという声が寄せられました。

保険適用後の自己負担額が高額になっているという実態は、ほかにもあると思います。

それで、不妊治療はお金をかければ必ず授かれるという保証もない、治療には精神的負担も多くかかることから、治療費の負担軽減をすべきと考えます。

昨年、NPO法人のF i n eが行った不妊治療の保険適用についての調査がホームページにも出ていると思います。厚労省のホームページにありました。

当事者から見た現状という実態調査を行っていて、保険適用になっていい面もあるかもしれないですけど、悪くなったと感じることについては、先ほど当事者の声を紹介しましたが、経済的負担が大きくなった、希望する検査や治療が受けられなくなった、使えなくなった薬など治療の選択肢が狭まったという回答が多く寄せられています。

希望する検査や治療ができなくなった理由として、保険適用の範囲内での治療ができないものは自己負担、自費診療ということですから、その分、負担が大きくなっているという声がアンケート結果からも出ています。

本市では、どういう状況なのか伺います。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 指導支援担当課長。

**○指導支援担当課長** 発達に特性のあるお子さんについてというところで、病児保育の中で、そういう報告とかが上がってきているかといったら、今のところはないのですが、ただやっぱり特性を持ったお子さんが体調が悪いときに、そのように機嫌が悪くなるということは想像されます。

先ほど認可外の話も少しありましたが、やっぱり認可外からも特性のあるお子さんにどういった対応をしたらいいかという相談は、こども施設企画課に寄せられております。

こども施設企画課の中に、保育士の専門職ラインがありますので、そちらに相談していただき、対応等についてアドバイスをしたり、現場に出向いて助言をさせていただいたりしている状況でございます。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 不妊治療の6回が終わった後の自己負担について、お答えさせていただきます。

令和4年4月から、不妊治療が保険適用になりましたので、実は保険者ごとの請求になりますから、7回を超えた方の実態については市では確認がなかなかできない状況になっております。

一方で、保険適用になった関係で、厚生労働省の中央社会保険医療協議会で、きちんと不妊治療の状況について分析がなされるようになっております。

直近では、2023年11月に報告が出ておりまして、その中でも、やはり回数のことについては、関連学会や患者の団体からも要望が出ているということではありますが、基本的には、治療導入が若い世代で広がったとか、新たに治療を始める方については自己負担額がかなり抑えられたということで、おおむね肯定的に捉えられているという報告を私たちも受けているところです。

ただ、それは生殖補助医療といって高度な治療になりますので、若い方につきましては6回とかという制限がある高度な治療の前の一般的な不妊治療の段階で治療が上がっていくということも、今後可能性が出てきます。実際、保険適用に伴いまして国補助もなくなっておりますので、私どもも本当に7回目以降の補助が必要かどうかということは、国の動向を見ながら研究していきたいと思っております。

先ほど御紹介のありましたNPO法人の調査結果につきましては、私どもも確認をしております。

一方で、国立成育医療研究センターというところも、やはり不妊治療の調査研究を行っておりますが、その中で言われているのは、ここは私どもも意識しないといけないということなんです。4つ大きな課題があります。不妊治療を受けている女性の方にアンケートを取ったところによると、一番多いのは、やはり終わりの見えない治療にすごくストレスを感じると。それと、アイデンティティーの揺らぎだとか、そういう心理的なケアというところも非常に課題として上がってきています。7回目以降を望む方がいる一方で、制限を広げることで、また新たな課題もあると思いますので、そういった関係団体や産婦人科学会などの研究報告を見ながら、不妊治療の助成については研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ありがとうございます。

保育のほうは、認可外からも声が寄せられていて、対応とか助言とかを行っているということでした。

一番大きい問題としては、やっぱり人手不足、それは感じていらっしゃると思います。

病児保育などで働く、認可外で働く保育士にも直接話を伺いましたけど、やはり認可の保育士として保育施設で働くことは、保護者の対応とか預かる人数を考えるとできないと。家庭との両立はできないと、そういう声も届いていると思います。それで、今の施設を選んでいる。本当は幼稚園とか認可の保育施設に戻りたいという声もあります。

ただ、やっぱり認可でないところに行くと、処遇は少し下がるかもしれないですけど、休憩時間を取れたりとか、家庭とのワーク・ライフ・バランス、それが取れるということで今の施

設を選んでいるということでした。

ただ、このような状況で働いていく中、病児保育で働いていくとか、あと、認可であっても休憩時間が取れないとか、そういうのを見ると、後輩とか、これからの新人の子を思うと本当に続くのかという声もありました。

実際、保育士資格を持っている人の3割、4割ぐらいしか保育の現場にいないと。ほかにも把握できていないところに保育士資格を持たれている方もいらっしゃるかもしれません。その情報は、そこまで追跡ができていないということをこの間当局の方から伺いました。

ただ、こういう状況では、ますます現場から保育士がいなくなっていくと。現場に残る人に絶対しわ寄せが行っていますね。以前、本会議でも求めましたが、改めて求めますけど、国がやらないところに関して、市独自の保育士手当をつけるべきだと考えます。

以前、保育士資格に対して市独自で手当をつけましょうという提案をしました。その後、考えはどうでしょうか。このままで維持できるのか、その辺を聞かせていただきたいと思いません。

**○主査（大久保無我君）** 指導支援担当課長。

**○指導支援担当課長** 認可外保育施設についての手当というところなんですけれども、認可外保育施設ということで、独自に運営されているというところから、そこについての手当というのは、今考えはございませんが、ただ先ほどおっしゃられましたように、やっぱり保育士がその職場でいろいろと働きにくいということを感じていらっしゃるということなので、私たちが訪問させていただいた際に、その現場の声とかも伺いながら、例えば休憩を適切に取っていただけるように施設に働きかけるとか、そういう処遇面の改善というところはしっかり努めていきたいと考えております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** そろそろ限界かなと。答弁も分かるんですが、正直、限界が近づいているし、もう限界かもしれないですね。実際に、保育士とお話をしましたけど、そのときに言われたのが、不適切な保育の実態がありますね。先日も福岡市で手足口病の子を段ボールに入れていたという報道もされていました。認可だったと思いますけど。

そういう大事故につながりかねない問題が、人手不足によって起こりかねないと。それで、最終的に一番被害を受けるのは誰かということ子供なんですね。こどもまんなかcityを宣言しています。子育てナンバーワンの町北九州という、他都市から見たらすばらしいねと認めていただけるものかもしれないですけど、じゃあ実態はどうなんですかということ、待機児童もいる、そういう働く保育士の現場もあるという中で、限界が近づいていると私は感じています。

少し、認可外については後ろ向きな答弁が続いていますが、今後というか、すぐにでも、このところは国がやらないからやらないではなくて、市独自で考える時期に来ているということ、これを指摘しておきます。ぜひ考えていただきたいと思いません。

あまり時間がないので、不妊治療について伺います。

先ほど課長からも答弁をいただきまして、いろいろな課題があって、当事者団体からも要望が来ていると。メリットもあるということは私も感じています。

奈良県では、これも直近でアンケートを取っているものがあります。7回以上の方に調査するのは難しいとおっしゃられたんですが、奈良県は不妊治療をされている方、通院中の患者の方を対象に、紙面もしくはウェブでアンケートを取っています。これは、奈良県内の生殖補助医療実施医療機関、不妊治療をやっているところだと思いますけど、そこに依頼をしてアンケートをやっています。こういうことなら、私はできると思います。

さらに、このアンケートの中にもあるのが、希望することのトップスリーが、保険適用の対象となる治療の制限の緩和、もう一つが、保険適用の対象となる検査、治療内容の拡大、3つ目が、保険適用の治療についての自己負担分の医療費助成ということです。この3番目は、自治体で行えることだと考えます。

政府が出している成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針というものがあります。その中で、不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や妊娠、出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うように促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制を構築するという方針を出されています。この点について、どのような支援策を考えているのか、答弁をお願いします。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** まず、不妊治療につきましては、今奈良県の御紹介もございましたが、先進医療に関しましては福岡県が補助制度を創設しておりまして、それは両政令指定都市の患者も対象になっているということです。

県単位で制度を構築している場合もありますので、私どもも福岡県と協力しながら、不妊治療の件については今後も検討を続けていく予定です。そういった中で、福岡県とも協力しながら、実態の把握に努めていきたいと考えています。

それから、成育医療等基本法に基づく様々な施策につきましては、本市でも取組を進めておりまして、プレコンセプションケアであるとか、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援につきましては、まだ十分でない部分もあるかもしれませんが、それぞれ相談窓口を設置したり、区役所の健康相談コーナーなどを中心に、相談体制を構築しております。

これはやはり大事なことだと認識しておりますので、今後も区役所とも協力しつつ、福岡県とも協力しつつ、相談体制を強化していきたいと考えております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 奈良県のアンケートを示させていただいて、福岡県と協力して実態把握をし、研究していくという話だったんですが、これは県と協力してこういう調査をやっていた

だけるといことですかね。

○主査（大久保無我君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 具体的な話はこれからですけれども、まだ県も先進医療に対する補助を開始して日が浅いですので、今後、福岡県も不妊治療については検討を進めていくということですので、私どもも一緒に協力していきたいと思っております。

というのが、やはり不妊治療であるとか産婦人科医療につきましても、市だけで患者の行動が完結しているわけではなく、比較的広域に診療を受けておられるという実態もございますので、そこは市だけではなく、県下で協力しながらとは考えております。以上でございます。

○主査（大久保無我君）永井委員。

○委員（永井佑君）その点に関して、県から市に協力依頼とかというのは来ていないんですかね。

○主査（大久保無我君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 実際、今協力依頼ということでは来ておりません。以上です。

○主査（大久保無我君）永井委員。

○委員（永井佑君）それであれば、ぜひ市からやっていただきたいと思います。議論を投げかけて、この政府の方針というのは、県も含みますし、北九州市も含まれますので、その中で需要に的確に対応した切れ目のない支援体制というところは重要なところだと思うんですよ。

その需要に的確に対応した切れ目のないというのは、まず実態把握が一番最初ですから、それはぜひこの方針に基づいて県と協議して、不妊治療をやっている医療機関に投げかけて、実態把握をぜひやっていただきたいと思います。私からは以上です。

○主査（大久保無我君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）私から、2つほど質問したいと思います。

1つは、虐待に関連することです。

本年度の年次報告書が出ておりますけれども、1つは、その中で児童福祉司の体制強化の状況というところを見たんですけれども、配置人数を見ると、令和3年度が59人、令和4年度が70人、令和5年度が70人となっているんですね。令和5年度の虐待相談対応件数、通告件数は増えてきているわけですが、そういう状況の中であって、配置人数が増えていないというところで若干の違和感を覚えるんですけど、その理由というのを教えていただきたいと思いません。

もう一つは、虐待の未然防止というところなんですけれども、その中で、保育カウンセラー事業というのがあるんですね。この保育カウンセラー事業の令和5年度の決算が353万円ぐらいになっているんですけど、その内容というのと、この保育カウンセラー事業の対応件数が年々減少してきているんですね。私は増えてきているのかなと思ったんですけど、減ってきているので、その要因というのを説明していただきたいと思いません。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 子ども総合センター次長。

**○子ども総合センター次長** まず、児童福祉司の配置に関するお尋ねをいただきましたので、そのことについて答弁申し上げます。

児童福祉司の配置人数は、人口と虐待対応件数に応じて積算することとなっております。人口は特に大きく変化しておりませんが、虐待対応件数に関しましては、R4とR5の配置に当たってはその2年前のR2とR3の件数を基礎としております。

その結果、R2とR3の虐待対応件数があまり変わらないというところから、結果的にR4とR5の児童福祉司の配置人数は70人で同じとなっているものです。

なお、令和6年度に関しましては、R4の虐待対応件数が増加しているという状況もありまして、今年度から児童福祉司を4名増加した74人体制にして、しっかり対応しているという状況になっております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 指導支援担当課長。

**○指導支援担当課長** 保育カウンセラー事業について御質問いただきました。

保育カウンセラーの事業内容としましては、臨床心理士である保育カウンセラーと保育アドバイザーの保育士が市内の保育所を訪問し、虐待などの入所児童に関しての相談を受け付けております。

この予算の内容につきましては、会計年度任用職員として雇う人件費が主なものになっております。

対応件数が減っているということにつきましては、この対応というのが、施設に気になるお子さんがいますかという調査を行い、その調査で訪問をしてほしいと答えた施設に対して訪問を行っているのですが、もしかしたら施設の中で対応ができてから訪問を希望しないというケースもあろうかと思えます。それから、年々子供が減少しているというところもその一因になっているかと思えます。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** ありがとうございます。

ちょっと外れると思うんですけど、子ども家庭費の決算で、職員費が予算と比べて支出済額が大きく減少しているし、不用額も4億5,000万円ぐらい出ているんですけども、この大幅に減少している内容をちょっと説明してください。

**○主査（大久保無我君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** 子ども家庭職員費の不用額が約4億5,000万円あるんですけど、主なものとしては報酬の執行残、それから共済費の執行残というところで、当初見込んでおりました会計年度任用職員、正規職員ではなくて会計年度任用職員の見込みの数が下回ったものでございます。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）当初の見込みよりも少なくなったから、4億5,000万円減ったということですか。当初の見込みよりもどれぐらい減ったんですか。

○主査（大久保無我君）総務企画課長。

○総務企画課長 当初の見込みの人数に比べまして、123名減っております。以上でございます。

○主査（大久保無我君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）見込みの人数が123名も減るということは、大きなかい離だと思うんですけど、なぜそれだけのかい離が当初予想よりも減ってきたのか分析をされているんですか。

○主査（大久保無我君）総務企画課長。

○総務企画課長 予算積算時はどうしても前々年の人数等からはじき出しますので、実際に会計年度任用職員で多いのは保育士とかなんですが、そこら辺の必要数というのが若干変わってきているという状況でございます。以上です。

○主査（大久保無我君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ありがとうございます。

先ほど説明がありましたように、児童福祉司の配置人数というのは、人口と対応件数で決まるといことが決められているんですね。そうなってくると、自動的に配置人数も決まってくるということで、先ほど言われたように、令和6年度も若干増やしているといったことになっているんですけど、配置の決め方としてはそうですけど、それでいいのかという問題意識を持っているんですよ。

要するに、いじめ件数等々は、虐待とかというところで、年々ずっと増加してきているし、今後も増えていくのではないかとされる方がかなりたくさんおられる中で、今のままでいくと、この件数の増加に児童福祉司の数が追いついていかないんじゃないかというような問題意識を毎年持っているんですけど、そういうところはどうですかね。定数の決め方。

○主査（大久保無我君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 児童福祉司の数が虐待対応件数の増加に追いついていないのではないかと御意見をいただきました。

私どもは、日々、虐待対応をする中で、今配置された人数がしっかり対応していくことが大事だと考えています。その内容というのは、例えば研修を受けて虐待の背景を知るとか、1件1件にしっかり寄り添う姿勢とか、そのあたりは充実していかなければならないと。

そういった点を考えまして、今国が示している一つの数字というのは大事にして、そこは守っていく。あとは、私たちとしてはその内容を踏まえて職員をしっかり育成して、充実した虐待対応、対策を打っていくといったことが大事だと考えておりまして、今の数について問題はなく、しっかり対応していきたいと考えております。以上です。

○主査（大久保無我君）伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** そうですね。そういう回答だと思うんですけど、ここを見ると児童福祉司の主な業務内容というのは大体決められていますよね。4つぐらいあって、子供、保護者等からの子供の福祉に関する相談に応じることとか、あるいは必要な調査・社会診断、また、子供、保護者、関係者への必要な支援・指導、そして、保護者等への調整等々、とても重要な仕事をされているということなんですね。

虐待とかいじめとかがだんだん複雑化していく中で、多職種というところもあるんですけども、その中心的役割を果たすこの児童福祉司というのは、私は、年々重要になってきているし、役割も多岐にわたってきていると思うんですね。

そういう意味からいくと、これは従来の配置数の決め方そのものがもう限界に来ているんじゃないかなと思っています。

この配置数がこういうふうになったのはいつ頃ですかね。こういうふうになったのは、いつからですか。

**○主査（大久保無我君）** 子ども総合センター次長。

**○子ども総合センター次長** すいません。私は配置人数を決めた根拠がいつ決まったかについては把握しておりません。

ただ、子供の虐待が増えてきたということで、国が順次、対応強化プランというのを打ち出しておりまして、その中で対応件数の積算の数字とかを変えておりますので、そのあたりは、申し訳ございませんが、正確な年度は今申し上げられませんが、令和元年と令和4年の児童福祉法改正におきまして、その中でその配置の人数について決めているという流れになっております。すいませんでした。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** いずれにしても、増加件数にやっぱりこの配置数が追いついていないというような問題意識も持っておられると思うんですけども、そういった意味も含めて、定数の枠というのはあるかもしれませんが、ここはそれにこだわらず、やっぱり市独自でも増やしていかなければいけないようなところに来ているのではないかと問題意識を持っておりますので、その辺は引き続き検討していただきたいと思っています。

それから、保育カウンセラー事業ですけども、この事業というのは、本当に大変な事業ですよ。役割がね。先ほど会計年度任用職員って言われましたけど、今何人おられるんですか。

**○主査（大久保無我君）** 指導支援担当課長。

**○指導支援担当課長** 今、会計年度任用職員が4名で担当しているんですけども、例えば月、水、金とか、週に何日とかというようなことで対応をしております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** いずれにしても、先ほど言われたように減少していく、減少原因として施設等からの要請の件数も減ってきているということと、子供の人数そのものが減ってきて

いるのではないかというようなことを言われておりますけども、むしろ、カウンセラーの方々も積極的に現地に行っていただいて、そういう先生方と色々な意見交流ができるというようなことにも、もっと努めていただきたいなと思っています。

なかなか会計年度任用職員4人でこれを十分にやるというのは大変ですけど、今後、これも増やしていかなきゃいけないんじゃないかなと私は思っているわけですけども、ぜひそういったことをやっていただきたいということをお願いしまして、私からの質問は終わります。

**○主査（大久保無我君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 私からも質問させていただきます。

まず、子ども医療費支給制度についてお尋ねします。

令和5年度の市民意識調査で、子育て支援の推進というのが市政要望総合2位ということで、毎年の調査でかなり高い位置にあるわけですけど、令和4年度から令和5年度も2位ということで、市民の要望が高く継続している状況となっております。

それで、その中でも子ども医療費支給制度は子育て支援の大きな柱の一つだと思いますが、まず本市のこの制度の位置づけについてお尋ねしたいと思います。

次に、放課後児童クラブへの支援についてお尋ねしたいと思います。

1つは、市のホームページではクラブの一覧が載っております。住所と連絡先が載っているんですが、ある保護者の方から、子供を放課後児童クラブに預けるに当たって、例えば保育料とか、あるいは施設の概要等が確認できるようなページができないのかという声がありました。私が検索したときには、住所と電話番号だけだったんですけど、ほかにページがあるのかも分かりませんが、もし、私が検索し切れていないのであれば、そのことを含めて教えていただきたいと思います。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長** まず、子ども医療費支給制度の位置づけという御質問に御回答申し上げます。

安心して子供を産み育てることのできる環境づくりのために、子ども医療費支給制度が果たしている役割は大変重要と考えております。そういうことで、これまで段階的に助成内容を充実し、対象年齢の拡充や所得制限の廃止等を行ってまいりました。

直近では、令和3年4月に、県の助成対象の拡充に合わせまして、通院の助成対象を中学生までに拡充、それから令和4年1月からは、本市独自で通院及び入院の助成対象を高校生までに拡充したところでございます。この拡充によりまして、出生から高校3年生までの18年間で軽減される保護者負担は約45万円となりまして、保護者にとって一定の負担軽減につながっているものと考えております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** 放課後児童クラブのホームページをもう少し詳細にというような

御意見だと思えます。

クラブ一覧とかは確かに掲載させていただいております。委員がおっしゃるように、個別の保育料でありますとか施設の概要というところは、なかなか表現できていない部分もございますので、先々、そこら辺の改善というのも力を入れてやっていかなければいけないかなとは考えているところです。

実際、委員からのみならず、現場の方からもオーダーをいただいているようなところもございますので、引き続き勉強させていただきたいと考えております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今の件は、ぜひ改善していただきたい、勉強していただきたい、猛勉強していただきたいと思えます。

それで、子ども医療費支給制度ですが、先ほど位置づけを示していただいたわけですが、市のホームページでは、子ども医療費支給制度について、子供の健康の保持と健やかな育成を図るために保険診療による医療費の自己負担額を助成する制度と紹介されております。

やはり、この制度は子供の病気の早期発見、早期治療によって、健やかに子供を育てたいと願う子育て世帯のために重要な役割を果たしていると思えます。

それで、厚生労働省が審議会にいろんな資料を示しているんですが、調査の結果というのはいろいろとあるんですけども、自己負担の割合が高い自治体は、低いまたは無料の自治体より受診抑制が起こる確率が高い傾向にあるというような研究結果も示されております。

本市において、この支給制度の拡充、先ほど順次拡充されてきたとおっしゃいましたけども、子供の健康に関するこの支給制度の拡充によって、どんな効果が出ているかということについて、把握されていれば教えていただきたいなと思えます。

**○主査（大久保無我君）** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長** 制度の拡充に伴いまして、詳細なデータは、今手元にございませぬけれども、中学生、高校生に助成対象を拡充した場合に、受診回数が増えているということは我々としても確認しております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** やはり早期発見、早期治療で重症化しないということが非常に大事だと。子供は特に発熱とかで緊急に受診をすることが必要な場合が多いですから、そういう意味では、さらに拡充していただいて、ぜひ一刻も早く自己負担をゼロにさせていただきたいと思えます。一足飛びにゼロにするということが一番いいんですけど、例えば今の3歳以上から、小学生からというような、段階的にゼロに向けて改善して、充実してほしいと思っておりますけども、その点についていかがでしょうか。

あくまでも、一遍にゼロにしてほしいわけですけどね。それがなかなか難しいということであれば段階的にでもと思えますが、いかがでしょうか。

**○主査（大久保無我君）** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長** 子ども医療費支給制度、完全無料化についてのお尋ねでございます。

制度を拡充した場合、前年度決算で試算いたしますと、完全無料化の場合に新たに必要となる財源は約10.3億円でございます。この財源につきましては、まず県の補助では高校生が対象とされていないこと、また、今以上の補助金の増額が見込めない中で、全て市の一般財源で賄う必要がございます。委員御指摘のとおり、段階的にとということで、一例を御紹介しますけれども、例えば未就学児、3歳以上から小学校就学前までの自己負担を廃止した場合も約1.7億円の財源が必要でございます。

もともと、この子ども医療費支給制度というのが、地方単独医療制度でございますけれども、県から補助金の交付を受けてございます。制度設計に当たっては、県の基準に倣うことが基本であると考えております。県の補助金につきましては、政令市が一般市町村と比べて行政権限が大きく財政力が強いといった理由で、一般市町村と政令市には補助率に差が設けられてございます。一般市町村の補助率は基本2分の1、事務費も2分の1でございますけれども、政令市については、中学生を除いた小学生以下の部分は4分の1の補助になってございます。事務費については補助がございません。仮に、一般市町村と同内容の補助金がもたらえたということで試算しますと、約5億4,000万円ということになりますので、こういった状況もございます。

そういうことで、県には毎年、要望活動を行っております。今全国の自治体を見ますと、市町村で自治体間競争となっているような側面もございますので、国に対しても粘り強く、こういった制度を国で統一した制度としてもらえるような要望活動というのは引き続き行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 全て無料にすると10億円、3歳以上から小学生までやったら1億7,000万円ですか。

この事業は非常に重要な事業であるということは先ほど説明していただいたわけですが、例えば3歳以上小学生までの1億7,000万円という財源を財政・変革局に要望すると。国や県に対して要望しているのは知っていますけどね。財政・変革局と財源について強力で協議を行うということはできないんですか。

例えば県の制度にのっとってと言われたけど、仮に単独でやると、何か県からペナルティーをかけられるとか、そういうことがあるんでしょうか。

**○主査（大久保無我君）** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長** 先ほど私は1.7億円と申し上げました。そこは3歳以上から就学前ということで、小学生は入りませんが、我々としても、子育て支援策をどのように充実させていくかということで、当然この子ども医療費につきましても制度拡充ができるかどうかという



ためのクラブへの支援について制度化してほしいという要望が来ておりますが、いかがでしょうか。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** 門司のクラブで、そういった事象があったということだと思います。それで、今まではほぼなかったようなニーズではございます。それと、一義的には、やはりまずは学校で、通訳といたしますか、言葉が分かるような方にそういった対応をしていただいているというように我々は聞いております。

委員がおっしゃるように、こういった御時世になってまいりましたので、学校の方も多分、今から増えていくというのは間違いないところだと思います。

他都市の状況も、どんなふうに行っているかというところで調査したいと考えております。

それと、先ほど私が申しました利用料の幅のところですが、一番安いところでは、今町が4,000円となっているようです。それから、高いところにつきましては8,000円と、足原がちょっと高いような設定になっていると聞いております。すいません、おわびして訂正いたします。

**○主査（大久保無我君）** 荒川委員

**○委員（荒川徹君）** 今、保育料のことがありました。2倍の差があるわけですね。それで、これは一律に各クラブに押しつけてこれだけにしなさいというのはなかなか難しいと思うんですけど、やはりそれに見合うきちっとした委託料の見直しとか、そういう必要なことをやって、手を打って、ぜひ統一できるようにしてほしいと。これは要望しておきたいと思います。

それで、先ほどの中国人の児童の関係ですが、いろいろと調査をしていただけるといことですがね。現に今子供を預かっているわけで、やはりこれは急いで対応していただく必要があると思いますし、市として、例えばこういうケースには、市から必要な人材を派遣することができないのかということについても声がありましたので、見解をお尋ねしたいと思います。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** まずは、どういったことができるかというのを、他都市の調査も含めまして、そこでまた検討させていただきたいと考えております。

非常にお困りになって、我々に相談いただきまして、それで対応していただいたという経緯ももちろん存じ上げております。ですから、いい形になるように、まず調査からというところできさせていただければと考えております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 問題意識は共有していると思いますので、急いで他都市の状況もいろいろと調べた上で善処していただきたいということを要望しておきたいと思います。

**○主査（大久保無我君）** ほかに質疑はありませんか。中村委員。

**○委員（中村義雄君）** まず、ちょっと要望というか、さっき不妊治療の話が出ていましたけど、答弁は一般論としては分かるんですけどね。問題は、武内市長が100万人を目指しているというところが僕はちょっとほかの都市と違うところだと思っていて、100万人を目指しても、壮大な、無理のある話を実現するには、よそと同じことをしていても駄目なんですよね。

ですので、本会議では、女性の方が結婚して産みやすいかというようなデータを少し示させていただきましたけど、そういうこととか、さっきの不妊治療の話とかも、全国レベルのことをやっていたって、全国で人口が減っているんだからね。人口を今の91万人から100万人にするという話をされているわけで、やっていないことをどんどんやらないと実現できないんじゃないかなと。

もちろん、人口は自然動態だけじゃなくて、社会動態の影響も大きいわけですけど、自然動態に関しても1.8でしたかね、その合計特殊出生率を政令市一にすると言われているわけでしょう。どうやったら実現できるのかと道筋を示す中で、私はよそがやっていないことも検討すべきじゃないかなと思いますので、それはまた検討していただきたいと思います。

それと、令和5年度でいうと、親子ふれあいルーム運営事業というのがありますけど、令和5年度に大体どれぐらいの方が利用されているのか、教えてください。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** 親子ふれあいルームの御質問をいただきました。

親子ふれあいルームは、各区に7か所、それと児童館に9か所設置をしております。

それで、子供の利用ということで、乳幼児の利用者数というところでは、3万1,779人の利用がっております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 3万幾らというのは、ちょっとその数字を言われても分からないんで、1日、大体1か所で何人ぐらいが使っているイメージか教えてください。細かい数字じゃなくてもいいですよ。大体どれぐらい来ているかぐらいの感じでいいです。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** 今、開庁日も入れて割り戻したところ、この16か所の平均ということになりますと、大体10名前後です。

**○主査（大久保無我君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 1館、どれぐらいなのかということですが。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** 10名前後です。

**○主査（大久保無我君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 僕は、イメージ的にちょっと小倉北区役所をのぞいたときに結構いるなと思っていて、多いかなと思って今回聞いたんです。というのは、そういうニーズがもし高

いのであれば、年長者いこいの家ってあるじゃないですか。年長者いこいの家って、うちも町内会で管理をしていると、平日の昼間はほぼ使っていないですよ。地域にたくさんあるでしょう。多分、子育て世代の小さい子がいる家のすぐ近くにあたりするじゃないですか。わざわざ区役所まで行くといったら大変だけど、年長者いこいの家だったらすぐ近くにあるし、これは国の方針か市の方針か忘れましたが、今暑いから、家で冷房をかけずに冷房のあるところに避難しましょうみたいな考え方もあるわけじゃないですか。

だから、年長者いこいの家の利用を、今後検討してほしいという話ですけど、子育て世帯が割と気軽に使えるような政策というのを僕は考えていいんじゃないかなと思うわけですよ。

たしか、うちの足原校区だけでも年長者いこいの家は2つありますもんね。1校区だけでもね。ほかにも休憩舎とか別の建物があったりとか、そういうところに近所の4～5人ぐらいのママたちが行って、ちょっとお菓子を食べながら子供を遊ばせたりとか、そういうのを考えられたらどうかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

**○主査（大久保無我君）** 居場所づくり担当課長。

**○居場所づくり担当課長** そういった身近なスペースの活用というのは、我々も頭にあるところでもあります。

それで、一応、北九州市の育児サークルとかというところで見ますと、今小さなものを含めまして120ぐらいに活動していただいています。それに付随して、活動場所としては、もちろんこういった親子ふれあいルームというのものもあるでしょうし、あとフリースペースというのが各所にあるようです。

それで、我々が把握しているところで317か所、その中に委員がおっしゃるようなところが入っているかというのはちょっと分からないんですけども、こういったフリースペースとかの活用というのをもうちょっと積極的にPRできればとは考えているところでございます。

年長者いこいの家は、私が知っているところでは、広場があって、そこに立派な、ちょっとお茶でも飲めるような建物があってというような、そういったイメージではあります。確かにいい場所ではあるかなと思いますので、足原にそういった場所があるんでしたら、ぜひ一度、見学に行かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○主査（大久保無我君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** いろんな場所があつていいと思うんですよ。区役所の親子ふれあいルームとかね。うちの校区でいうと、さくらひろばとって、幼稚園に行くまでの子供のサークルがあったりとか、それは市民センターなんですよ。それはそれでちゃんとまち協が仕掛けて、保健師も来たり、しっかりした組織だけど、僕が言うのも何だけど、仲のいいママたち、親が2人で子供が5人とか6人とかね。そんな感じで気軽に使えるというか、そういうのって求められているのかなと思うんですよ。家でそんなのが成り立っているものもあるんだけど、そういう場所があれば気軽に使えるとか、そういう仕掛けとかというのは検討してもいい

のかなと。最近孫ができて、何かそういうことを考えるようになったんですかね。

ぜひ、またそんなことも含めて、うちの足原の年長者いこいの家は、前が足原公園ですからね。鍵を借りるのは、すぐ近くのセブンイレブンに行けば借りられるしね。そういうところもあると思うんで、何かそういうのを検討されてはどうかという提案をして終わります。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 日野委員。

**○委員（日野雄二君）** 私から、第2子以降の保育料完全無償化経費で、7,680万円上がっていますけれども、令和7年度に、国に対する提案書において、市が国に提案しているのは、保育料の第2子以降無償化に対する支援をお願いしますと。武内市長になって、昨年、第2子以降の保育所の保育料完全無償化を打ち出して、年度初めに戻して計算するのかなと思ったら、令和5年12月から行ったんですね。その額がこの7,600万円。そして、今やっていますけれども、今年度の予算額は、もう1億円は当然超しているわけでしょう。使っている額が。

その一方で、国に全国一律での保育料の第2子以降無償化の実現を提案して、財政措置をお願いしている。市単独でやりながら、1年間を通すとかなりの額になるから、もうもたないから国に要望すると。

実は、こども未来戦略会議というのを国が持っていますが、その中で第2子以降を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかるからというのが一番多いんですが、子供の年齢に関わらない保育料の第2子以降無償化とこれにも書いてある。要するに、第2子以降の無償化ということを市は単独でやりながら、国にはその要望をするけれども、第2子以降は持たないと。

一人っ子が多いというのは、一人っ子のところから教育にかかるお金の負担を軽減してあげることが、第2子、第3子につながっていくのではないかと。一人っ子は補助がありません。第2子以降。あまりにも理不尽で、同じ子供には同じ条件で、こどもまんなかと言いながら、国もそうなんですが、北九州市もそういうことではないかなと私は思っているんですが。その辺で、実はもう東京都では第1子も保育料無償化を打ち出しましたよね。それに追随して、横浜市に視察に行ったときに、横浜市も同じ政令市ですが、第1子無償化の考えがあって動いているということで、北九州市は、これを子ども家庭局として国に要望しているということは、もう財源の確保が難しいから、今やっているけど次はもうできないよと。それでも、いやそれは単独でやるんだと。単独でやるのであれば、横浜市のように、同じ政令市ですから、第1子無償化に向けて手を挙げるべきではないですか。そのお考えはどうか、お聞きをします。

そんな中で、実は私は、幼児教育センターの機能充実と私立幼稚園の助成について、いろいろと今度聞くんですけれども、子ども家庭局は、私立幼稚園も保育所も両方所管になってもう何年かになります、それまでは私立幼稚園の所管は教育委員会だったんですね。

教育委員会所管で、この20年間で公立幼稚園が8園あって、その前はまだあったと思うんで

すが、8園を4園にして、もう令和7年にはまさにゼロになるんですね。それじゃあ、今まで使ってきたお金をもう使わなくて済むわけだ。大体、公立幼稚園1園に1億円ぐらい、そうすると4園で4億円、8園だったら8億円。この20年間で120億円ぐらい使っているんですね。その部分で私立幼稚園をしっかりサポートすべきではないかと。だから、幼児教育センターを単独で、研修から幼保連携、幼保小連携のいろんな施策が打てるような、そんな場所を確保しなさいよというのを教育委員会に聞くんですけど。それは教育委員会だけの問題ではなくて、今は子ども家庭局が幼稚園のことに关しては所管でありますから、子ども家庭局は他人事ではないと私も思っていますんで。

いよいよ4月から、公立幼稚園がゼロになって、そういう状況が生まれてくるわけでありませけれども、そんな中、私は、今年3月の予算特別委員会で、未就園児保育の支援について質問をしましたね。2歳児預かり保育、育児サークルを実施してきたが、行政からの助成等はなく、保護者と幼稚園の負担で成り立っていると。この公立幼稚園が全て廃園になった状態で、教育委員会が全力で私立幼稚園連盟や私立幼稚園を支援することもさることながら、所管である子ども家庭局が2歳児預かり保育を無償化しなければ、私はいけないと思っています。同じ2歳児で、施設によって差があったのでは、こどもまんなかではないと。保育所に行っている子供は真ん中で、幼稚園に行っている子供は端のほうで、一人っ子はもう全然駄目よと。それが、こどもまんなかなの。市長がこどもまんなか北九州とか、いろいろとうたっていますが、決してそうではないと。

だから、市単独でもいいから、幼稚園の2歳児預かり保育を無償化して負担をかけない。そして、この2歳児預かり保育は、今は1,300人ぐらいだと思んですが、その前は1,500人ぐらいの園児、幼児を預かっていました。その辺のことをすることが、保育所の待機児童ゼロにつながっているわけでありまして、子ども家庭局として、2歳児預かり保育をこれから先、どう考えているのか。

こども誰でも通園制度がありますとか、いろいろと私にも言ってきましたけど、こども誰でも通園制度というのは、あくまでも3歳未満の子供が対象で、これは幼稚園に通っている子供も対象にはなりません。負担額の減免もあるけれども、1時間当たり300円という利用料金の負担と利用時間は月に10時間までと。今試行途中でありますけれども、こども誰でも通園制度を何園が、保育所がどれだけ、幼稚園がどれだけ、手を挙げて実施をしようとしているのか。その分も併せてお聞かせください。以上。

**○主査（大久保無我君）** こども施設企画課長。

**○こども施設企画課長** 保育料第2子以降無償化で、第1子にもという御質問についてお答えいたします。

委員がおっしゃるように、安心して子供を産み育てる環境を生み出していく、それをつくっていくということは大変重要なことだと受け止めております。そういった考えの下で、まずは

このビジョンに掲げた内容に取り組んでいくという視点において、多子世帯の方々の負担を軽減したいというところで、第2子無償化が令和5年12月からスタートしたところでございます。

第2子無償化につきましても、今費用として7,600万円という御指摘がありました。それは4款2項1目に載っている金額で、施設種別が保育所とか地域型保育事業などいろいろありまして、4款2項2目にも1億円ほどあります。実際の支出ベースは1億7,900万円、1億8,000万円ほどの支出と、プラス保育料の収入減というのが2億4,000万円ほどございまして、合計で4億2,000万円ほど、令和5年度の4か月、12月から令和6年3月までの間で、支出といえますか、支援をしている金額となります。

令和6年度につきましても、12か月の通年ベースでございますので、その金額といたしましては合計で13億8,000万円ほど、対象児童は月平均で4,300人ほどを予定しております。この13億8,000万円ほどの中には、内数として、保育料収入の減を5億5,000万円ほど見込んでおります。令和6年度予算ベースでは、年間で13億8,000万円ほど負担をするという予定となっております。

国提案をしているのではないかとのお話でございますが、市としましては、第2子無償化についてはこれからも継続的に進めていきたいと思っております。ただ、やはりこれだけの金額でございますので、財政的な負担は非常に重いと考えておりまして、やはりこういう施策というのは、北九州市も率先してやらないといけないとは考えつつも、全国的にも、ぜひ子供のためにとのことであれば実施してほしいという思いから、国への提案というのはこれからも続けていきたいと考えております。

また、第1子無償化のお話もございました。第1子無償化につきましても、令和6年度予算ベースではじいたところ、追加で17億円ほどかかります。もし、第1子、第2子全てのお子さんを無償にするという話になりますと、およそですが、合計約31億円が通年ベースでかかる計算となっております。

現時点においては、まず第2子無償化を始めたところございまして、これからその効果をしっかり見極めていきたいとも考えておりますので、第1子無償化までは直ちに実施することは難しいと考えております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 運営給付担当課長。

**○運営給付担当課長** 今、幼稚園での第2子の預かり、第2子保育料の無償化について御質問いただきましたので、答弁いたします。

幼稚園における2歳児保育といいますのは、3歳から幼稚園に就園する前のお子さまを預かっていただいております。もちろん、3歳からの幼稚園への就園を円滑にスタートするメリットがありますほか、委員御指摘のように、待機児童対策にもなっております。その2歳児保育の無償化ということなんですが、この2歳児保育につきましても、各園によって、

実施の頻度ですとか内容が多様でございまして、今現在、国では一律に公定価格を設定する状況にはないという見解でございます。

北九州市では、2歳児保育に配置できる保育補助員という雇用助成を市独自で行っておりまして、現在、1園当たり大体100万円程度に増額して支援をしているところでございます。

先ほど委員からもありましたように、今年度、こども誰でも通園制度というのを試行実施しておりまして、今後の方向性を踏まえまして、2歳児の預かりをしていただいている幼稚園に対して何ができるかということ、今後もしっかりと検討してまいりたいと思います。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** こども施設企画課長。

**○こども施設企画課長** すいません、もう一つお尋ねがありました。こども誰でも通園制度を保育所、幼稚園で何園ずつやっているのかという御質問にお答えします。

令和6年7月から試行実施ということで始めさせてもらいまして、実際に受入れを開始したのは8月からでございます。その中で、今回については、こども誰でも通園制度を行うに当たりまして、どれだけのニーズがあるのか、事業としてどれだけ効果があるのかを把握したいという目的で試行実施をいたしました。保育所、認定こども園、幼稚園と分けて御説明しますと、保育所が3園、幼稚園が4園、認定こども園が7園の合計14園でございます。保育の関係団体と幼稚園の関係団体と、今回は試行事業ということで協議をさせてもらいまして、それに手を挙げていただいたという状況でございます。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 日野委員。

**○委員（日野雄二君）** ありがとうございます。

私が、何を一番言いたいかということ、市長が第2子以降の保育料を無償化すると言って、御自身の施策のことは実行するということで、金額はそこまで計算できていなかったのかどうか知らないけれども、そこまでかかるものだと思っていなかったのか、やってみただけでも大変だと。今国の基準がどんなことになっているかということ、3歳未満の子供に対して、国は、第1子は通常の保育料、第2子は半額、第3子が無償。本市は第2子は無償化して、第3子も第4子も無償。金額のはじき方ができなかったのか、最初の頃は大したことはないと思っていたのか、やってみただけでも大変だから国に要望しよう。

これは、全国を挙げてそれをすべきだと、大義名分をつくってやろうとしている。でも、東京都は財源があります。東京都は第1子も無償、小池さんが知事になって言いましたよね。それから、横浜市もその考えなんです、政令市の中で他都市の状況はどうなのか。皆さん、北九州市が子育て日本一、こどもまんなかと言っておられるのに、子供によって差がある、差別をする、待遇、処遇が違う、おかしくありませんか。

こどもまんなかと言いながら、真ん中ではないと私は指摘している。子育て日本一と自慢している政令市ですよ。市長はさらにそれに拍車をかけてこの政策をやっているんでしょう。ま

ず他都市の状況はどういう状況になっているか、政令市の中でどうなのか、分かっている範ちゅうで教えて。

○主査（大久保無我君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 他都市の状況ということでございますが、他都市の状況において、私どもと大体同種の形の第2子以降を無償化している自治体について、私が今現在、把握している範囲ですが、政令市で申し上げますと、札幌市、静岡市、堺市、福岡市、令和6年9月から大阪市、こちらが上の兄弟の年齢に関わらず第2子以降無償化というところで取り組んでいると聞いております。以上でございます。

○主査（大久保無我君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 兄弟の年齢に関わらずやっているところもあるんですね。北九州市は兄弟の年齢に関わったらもらえない人もいるんでしょう。

○主査（大久保無我君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 北九州市も同様で、兄弟の年齢に関わらず、上の子が同じ世帯であれば、18歳のお子さんであっても、第2子のお子さんが保育所、幼稚園に通われた場合は第2子とカウントしますので、無償化という対象にしております。以上です。

○主査（大久保無我君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 同じ世帯にいればね。いろんな状況があるよ。家庭にはいろんな事情がある。今それだけのところがやっているんで、別に北九州市が特別なことをやっているわけでも何でもない。

この前、私学助成のことで私も教育長に言いましたけどね。そんな中、私学助成を一番やっているのはどこですかと。北九州市が一番やっているのかと思ったら、違うんですよ。札幌市が1番。それから静岡県が2番、それは清水市、北九州市は3番目だよ。そんなことを鑑みると、この第2子無償化、これは国に要望するのは結構です。でも、市が一遍単独でやると決めたら、徹底してやる。それから、第1子も含めて考えなければ、私はまた立ち後れていくと思うし、偉そうにいったって、よその都市に負ける。都市間競争なんだ、これもね。そのところはしっかり考えてやっていただきたい。

それから、2歳児預かり保育は、これはいろんなことでサポートしないとお金がたくさんかかるということなんですけどね、今まで過去に公立幼稚園でどれだけ金を使ってきたんですかと。私は20年前からもうやめなさいよと言ったんです。35年前から横浜市では公立幼稚園はゼロ、全部私立幼稚園。そこが障害児をはじめ、いろんな特別支援の子供たちも全部担ってきたんです。だから、公立幼稚園は要りませんよと言ったんですが、ずっとやってきて、もう20年、100億円以上使っている。それは無駄なお金でも何でもないと思います。立派なお金だったと。使い道はしっかりあったと思いますし、大切なことだったのだらうと思いますけれども、それだけのものがあるのであれば、しっかり使いなさい、やりなさいよということなんで

す。要するに未就園児の今の支援も含めて、幼児教育センター、これは教育委員会だけではなくて、子ども家庭局もしっかりタッグを組んでやるべきだと思います。私の質問は終わります。

**○主査（大久保無我君）** 自民党はほかにないですか。残り5分なんで。公明党も、もし質問があったら質問だけ先にしてもらって、休憩にしたいと思いますが、いいでしょうか。では公明党、金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 私から2点、お聞きいたします。

令和5年度の国の補助金の活用についてお聞きしたいんですが、地域少子化対策重点推進交付金というのがあるかと思います。

これは、地域少子化対策推進事業としてのいわゆる婚活とかといった部分での対応、また、結婚新生活支援事業、これは新婚家庭に対する補助とか、そういったメニューだと思うんですが、この国の補助金を北九州市が活用しているのかどうかということをお聞きいただければと思います。

もう一点目が、調査号の令和5年度の補導者数について、私が見た中では令和5年度が4,827名ということでありました。これは、北九州市においても、東京都のトー横キッズとか大阪市のグリ下キッズ、福岡市の警固かいわい、警固キッズと言われるような地域、場所がこの北九州市にもあるのかどうか、教えていただければと思います。以上2点をお聞きいたしますが、12時前ですので、お答えできる範囲でいいです。

**○主査（大久保無我君）** こども若者育成課長。

**○こども若者育成課長** 地域少子化対策重点推進交付金について御質問いただきました。

これにつきましては、私どもは、未来の家庭を築く男女の育成事業、具体的にはコミュラボというのをやっておりますけれども、こちらの事業費に充当しております。国庫補助につきましては、3分の2ということでございまして、総額予算70万円のうちの3分の2の額、これを国から頂戴しているという状況でございます。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 青少年非行対策担当課長。

**○青少年非行対策担当課長** 北九州市の補導場所についてですけれども、福岡県で言えば、確かに警固かいわいで対策を行っておりますし、確かに多くの少年たちが集まっている状況はありますけれども、北九州市では現在、そのような多くの少年が集まる場所についての把握はありません。

**○主査（大久保無我君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 補導者数に関して、福岡県議とか福岡市議と意見交換をさせていただく中で、警固キッズの対策については、福岡県下から多くの子供たちが来ていますということをお聞きしました。

ここで補導された方が、この調査号の補導数に入っているのかどうかを教えていただければ

と思います。

○主査（大久保無我君）青少年非行対策担当課長。

○青少年非行対策担当課長 補導者の人数については、補導場所を管轄する警察署から計上されていますので、例えば北九州市の少年が福岡市内で補導された場合には、福岡市で計上されることとなりますので、北九州市の人数としてはカウントされません。

○主査（大久保無我君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ということであれば、補導された、されていないというのは、県警からの情報提供とか、北九州市小倉南区の金子秀一君が捕まりましたよとか、補導されましたかという情報提供はあるんですか。

○主査（大久保無我君）青少年非行対策担当課長。

○青少年非行対策担当課長 北九州市の誰々が補導されたという情報については、北九州市には情報提供がございません。北九州市にはこの北九州市の警察署でこれだけ補導されましたよという情報提供がございます。

○主査（大久保無我君）金子委員。

○委員（金子秀一君）情報提供はあるんですか、すいません。ないですか。

これは要望なんですけど、恐らく警固キッズ、警固かいわいはきらきらして見えるんじゃないかなと思います。テレビとかで警固公園の様子が映し出されると、恐らく北九州市からも行っているんじゃないかなと思いますので、そこはぜひ、県警とやり取りできるのであれば、何人ぐらい北九州市の子が行っているのかというのをぜひ調べていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、もう12時になりましたので、これは質問して終わりますが、今回、コミュラボの運営ということでありました。令和5年度の実績の中で、北九州市はJUNOALLもやっていると思いますので、コミュラボとかJUNOALLとかの北九州市の婚活の中身について教えていただければと思います。

あと、国の事業の中で、結婚新生活支援事業があって、これを活用するつもりはあるのかどうかをお聞きして、終わります。また、後でお願いします。

○主査（大久保無我君）ここでしばらく休憩します。再開は午後1時とします。

（休憩・再開）

○主査（大久保無我君）それでは、質疑を再開いたします。

金子委員の質疑の答弁からです。こども若者成育課長。

○こども若者成育課長 すいません、少子化対策の国の補助金の件ですけれども、私どもの事業で、まず昨年度の実績から申し上げますと、コミュラボという事業に使った分の70万円の3分の2をいただいております、決算額で46万6,000円、これは歳入済みでございます。

それで、新婚世帯への新生活支援事業、これにつきましては、現状、北九州市としては制度

として設定してごさいません。なぜかと申しますと、都市戦略局で、移住・定住がメインにはなるんですが、住むなら北九州定住・移住推進事業というのがございまして、これは国交省の補助金を活用した制度でございまして、これを実施しておりますので、私どもとしては、移住・定住とはちょっと目的が完全に一致はしませんけれども、そういった結婚、子育て世帯向けのメニューもあるということから、今この制度については活用していないということでごさいます。

続きまして、JUNOALL等々の御質問をいただきました。

先ほど言われたコミュラボで、これは若い方々のスキルアップと申しますか、コミュニケーション力であるとかといったものを、年に2回の事業でございまして、44歳以下の方々に御応募いただいて、現状、玄海青年の家に集まっておりますので、セミナー形式でやると。これについては継続して実施しているところでございまして。

そういったことで、若者の能力アップのための支援として行っておりますので、マッチングの最後まで面倒を見るという部分はいたしております。その代わりに、JUNOALLという組織がありまして、こちらは民間企業のCSR、社会貢献で運営されている事業体なんですけれども、こちらが私どもとタイアップというわけじゃないですが、PR面とかでいろいろと協力しながら、無料で登録、それから登録者に対してはスマホのアプリを使ってのAIマッチングといったサービスを無料でやっておりますので、こことタイアップして、マッチングについてはそちらを御紹介するという形で進めているところでございまして。以上でございまして。

**○主査（大久保無我君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** ありがとうございます。

コミュラボはコミュニケーション能力を高めるということだと思っておりますけれども、今後、北九州市の婚活イベント、具体的な出会いの場とか、そうした部分も創出していただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

あと、この結婚新生活支援事業というのは、福岡市はやっていないんですけれども、国として結構な金額、北九州市の移住促進の新婚の分はたしか20万円だったと思っておりますけれども、この結婚新生活支援事業については、60万円という上限額になっているかと思っております。

こういったことを知っている方々もおりますので、どうかこの部分の検討をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。私からは以上です。ありがとうございます。

**○主査（大久保無我君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 私からは、3点質問させていただきます。

まず、保育士を含めて、保育園に勤めている方の働き方に関して質問させていただきたいと思っております。

いろんなところで働き方改革が叫ばれている中で、いろんな業界で改善されてきているかと

思うんですけども、保育園においては、全部が全部ではないと思うんですけども、4週間、1か月で6日の休みを確保するのがやっとという状態のところもあるということで話を伺いました。

週休2日には程遠いような現状であるということで、そういった声があったんですけども、そんな状態の中で、やっぱり土日も預けたいという保護者の方もおられますし、いろんな家庭の事情、それぞれ事情があって預けているんだと思うんですけども、その預ける理由については問いませんけれども、預かる側の保育士の休み、保護者は土日も預けてよろしく願いますで終わると思うんですけど、預かる側の保育士の土日の休みというの、しっかり確保してあげないといけないのではないかなと思っているんですけども、そういった現場の声は届いていないのかどうか。また、そういった対策をどのように行っているかというのを伺いたいと思います。

それと、子供のスマホとかゲーム依存についてでありますけど、今小学生にもスマホがかなり普及してきてまして、我が家でも小学生の娘がいるんですけど、もうずっとスマホを扱っているような状態で、今後ますます大きくなっていくので、親としては非常に心配しているわけですね。

こういう保護者の方は結構いらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、こういった依存症対策について、どういうふうに取り組んでいるのかというのを聞きたいと思います。

それと、これは子ども家庭局かどうか分からないんですけども、青少年に悪影響があるという、いわゆる成人向けの雑誌とかDVDとか、そういったのを回収するための白ポストというのが地域によってはあるかと思うんですけども、これは子ども家庭局の管轄でいいんですか。それとも、地域でやっているということなんでしょうか。そこら辺をまず伺いたいと思います。

**○主査（大久保無我君）** 運営給付担当課長。

**○運営給付担当課長** まず、保育士の働き方に関する御質問をいただきましたので御答弁させていただきます。

今、中島委員がおっしゃいましたように、保育士の現場では、やっぱり週休2日というのが現状なかなか難しい状態にあるということは認識しております。現場から、できるだけ働き方改革をして週に2日休みたいという声が実際に届いております。

私どもとしましても、何かできないかということはもちろん考えてはいるんですが、現状、保育士というのは、御存じのように月曜日から土曜日まで、朝7時から延長保育をしたときは夜19時までの時間を交代でシフト勤務をしていただいている関係で、シフトを一生懸命頑張っても、なかなか週休2日までは至らないという声をお聞きしています。

委員が先ほどおっしゃった保護者の方が土曜日も預けられるというお話に対しての御要望もいただいているんですが、保護者の方は土曜日も預けていいという形で保育料をいただいて

おりますので、土曜日は休んでくださいというのは、なかなか難しいというのが現状でございます。

とはいえ、そういったいろんな御要望をいただいておりますので、保育士の処遇改善というのは、お金の面だけではなくて、何らか働き方改革につながるようなことを今いろいろと考えてはいるんですが、例えば保育補助者のような形を導入できないかとか、いろんな補助金を増やすことによって、保育士の短時間パートの方を増やしていただいて、結果的に皆さんの休暇が取れるようにできないかとか、保育の質の向上と併せた働きやすい環境の整備について、いろいろとしっかり検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** こども若者成育課長。

**○こども若者成育課長** スマホを使ったゲームに対する依存症に関する御質問をいただきました。それについて、まずお答えいたします。

私ども子ども家庭局として今やっておりますのは、依存症ではないんですけども、スマホ、携帯というのは非常に便利なツールではありますが、危険が潜んでいるということを見童生徒の皆さんに広くお伝えするという啓発事業を担当させていただいております。

具体的には、今手元にあるんですが、こういったA3、2つ折りのリーフレットを毎年、市内の小学校4年生から中学3年生まで全員に配ります。ただ、この内容につきましては、インターネット上での炎上のお話であるとか、性犯罪関係につながっていくとか、そういった危険性があるので、ここではメディアリテラシーという言葉を使っていますけども、しっかりと深くルールなどを理解した上で使いましょと、そういった啓発の活動にとどまっております。

その先の依存症になった場合は、これは保健福祉局ということになると思うんですけども、精神保健福祉センターが依存症的なものについて対応されておりますので、そちらと協働してというか、そちらが主になって対応していくような形になるのかなと思っております。

ただ、いずれにしても、スマホを取り巻く環境というのは、子供の健全育成には大事なことです。今後とも啓発活動については一生懸命やっていきたいなと思っております。

引き続きまして、白ポスト、有害図書等々の回収のお話でございますが、これは市役所のどこかの局が業務としてきちりやっているというものではございません。歴史が古いものでございますので、昔はPTAがやられていたりとか、よくあるのは地域の見守り活動とか地域の青少年育成団体、そういったところが置いていたということもあります。

最近では、新設というのはあまり聞かないんですけども、いずれにしても行政が直接、白ポストの設置、管理等々をやっているということではないということは、今日お話しできるかなと思っております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** スマホの依存症に関しては、保健福祉局ということなんですか。

**○主査（大久保無我君）** こども若者成育課長。

**○子ども若者成育課長** それだけではなく、依存症ということになりますと治療が必要となりますので、これについては精神保健福祉センターで対応しているものだと認識をしているということでございます。

スマホとかの適正な利用についての啓発は、私どもでさせていただいております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** そしたら、スマホのほうから伺いたいと思いますけど、子供に対する啓発のチラシはしっかり作っていただいているということでもありますけれども、やっぱり保護者が、どう向き合っていくといいのか、子供に対して注意といってもなかなか難しいですし、保護者が一番悩んでいるところじゃないかなと思うんですけど、保護者に対するケアであったりとか、例えばそういった依存症にならないようなセミナーというか、そういった保護者のための対策というのはあるんでしょうか。これは精神保健福祉センターですか。

**○主査（大久保無我君）** 子ども総合センター次長。

**○子ども総合センター次長** 依存症ということで、子供のスマホ依存とかといったところのお話を受けております。

私ども子ども総合センターでは、スマートフォンとか、もしくはインターネットとかにかなり依存して困っているという保護者からの相談を受けることがあります。その場合、背景に子供自身が学校に適応できていないとか、友達がいないとか、そういったことがあって、それから逃れるためにそういったゲームの世界に行くという場合があったりします。

依存症という場合は、かなり日常生活に影響が出る場合を言いますので、果たしてそこまで進行しているのかというのは、詳細なヒアリングが必要だということはあると思います。

保護者に対しましては、私どもは精神保健福祉センターと連携しながら、支援者研修というのを受けて、私たちが依存症に対してしっかり学んで、しっかり相談を受けると。相談を受けながら、どういうふうな関わりが必要であるかとかを個別に保護者に対してお返ししていく。ただ、まとめて啓発をやるというような事業までは行っていませんけれども、一例一例丁寧に関わらせていただいているという状況があります。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** ありがとうございます。

スマホを扱うと、本当に時間もあっという間にたちますし、寝不足にもつながっていきましますし、子供の生育にとって果たしてどこまでいいのか。もちろんいい面もあると思うんですけども。

そこでやっぱり保護者もどう扱っていけばいいのかというのが非常に悩ましいところでもありますので、そこら辺の保護者に対する、依存症に至らないための対策であったりとか、早めにかような手を打っていったほうがいいとか、そういったセミナーというんですかね。保護者に

対するケアをしっかりと行っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、保育士さんの働き方改革についてであります。

保育士の確保が非常に難しい状況の中で、やっぱり休日が少ないということで、保育士を諦めて、辞められる方もいらっしゃるかと伺っております。そうした理由で保育士不足が加速していくというのは、非常に残念なことでもありますので、先ほどのいろんな工夫をしていく、休日出勤の手当を出したほうがいいのか、どういう施策がいいのかというのは、現場現場でしっかり聞いていただいて、その上でしっかりとした対策を打っていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それに関連してでありますけれども、午前中も質問がありましたけれども、こども誰でも通園制度、これは試行事業が8月からスタートしているということでありましたけれども、実際の応募状況と、またしっかりとした受入れ体制が整っているのかどうか、まだ8月にスタートして一、二カ月程度しかありませんけれども、その辺の状況を教えていただければと思います。

**○主査（大久保無我君）** こども施設企画課長。

**○こども施設企画課長** こども誰でも通園制度についてお尋ねいただきましたので、お答えします。

8月から実施をしておりますが、14園のうち、幼稚園の3園は9月から始めるということになっておりまして、8月からは11園の実施で、9月からは14園での実施ということになっております。

現時点におきましては、8月の1か月だけの状況でございますけれども、延べの利用児童数が120名から130名ぐらいということになっております。何分、試行事業でございますので、各園ともに定員を2～3名と、週1回とか2回とかということに限定して、また午前か午後かに限定してやっているところがありまして、市のホームページでそういう状況はお知らせをするようにしております。

保育士等の確保ということでございますが、試行事業ということもありまして、1～2園ほどはこの配置のために新たに雇用されているという園もありますが、その他の園につきましては園の中である程度やりくりができると思いますか、例えば一般的に受け入れるときに、すぐに慣れるお子さんもいるということもありまして、クラスの中で預かるとか、そういう工夫をそれぞれの園がされているとお聞きしておりますので、現状、人手が何十人も要るとかというところまでは至っていないという状況でございます。

ただし、新しい事業でございますので、これからも人材の確保というのはやっぱり重要な課題になってくるとお認識しております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。いずれにしても、保護者のための制度はきっちり制度として整いつつあるんですけど、やっぱり保育士のためのいろんな配慮も同時に必要だと思ひ

ますので、ぜひよろしくをお願いします。

最後に、白ポストに関しては分かりました。地域のほうでということでもありますので、現状としては、今はもうネットというのが普及してきていますので、ここは不法投棄の一つの窓口じゃないですけど、そういうふうに使っている現状もあるから、ちょっとそこは地域でしっかり相談してやっていきたいと思います。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 村上委員。

**○委員（村上直樹君）** お願いします。今の中島委員の土曜日、日曜日の保育の件と重なる部分もあるのかもしれないんですけども、多様化する保育ニーズへの対応として、特別保育事業というのを行っているかと思うんですけども、これが決算額で5億5,500万円ですよ。延長保育121か所、一時保育70か所、障害児保育が235か所で、夜間保育が1か所となっているんですけども、この夜間保育1か所っていうのは、これはニーズがないから1か所ということなんですかね。まずは1か所やってみたということなのか、教えていただければと思います。

また、休日保育はニーズがあるよと、先ほどそういう声があるということは聞いているということでしたが、それを教えていただければと思います。

それから、2点目が、保育所、幼稚園、小学校の連携ということで、これは小1プロブレムへの対応だと思うんですけども、保育環境から小学校への円滑な接続を図るために、各施設の連携担当者の名簿を作成するのと、あと、連携に対する課題等のアンケート調査を行ったということなんですけども、これを具体的に教えていただければと思います。その2点、お願いします。

**○主査（大久保無我君）** 運営給付担当課長。

**○運営給付担当課長** 今、特別保育事業について御質問いただきました。

その中の夜間保育事業と休日保育事業についてということで、御答弁いたします。

夜間保育事業は、平成11年から、小倉北ふれあい保育所の1か所だけで実施をしております。利用の実績は伸びてはいないというのが実態です。今、北九州市内1か所でやっていますが、月平均で38人程度の方を預かってくださっていますが、今現在、夜間保育1か所で市内の夜間保育のニーズは大体満たしているんじゃないかなということで、現状では増やすような予定はございません。

それから、休日保育事業についてですが、先ほど中島委員に御質問いただいたのは、多分土曜日の保育の話で、もともと保育所は月曜日から土曜日までが開いているので、土曜日に出勤して、預けるお子さんに対する保育士の勤務というお話だったかと思うんですが、この休日保育というのは、土曜日ではなくて日曜日、祝日などで、ほとんどの保育所はお休みなのですが、休日保育を日曜日、祝日だけ、各区1か所の7か所で実施しております。

こちらについては、7か所しかないとはいえ、延べ利用児童が、令和5年度は1,889名ということで、一定の利用をいただいていると思っております。以上でございます。

○主査（大久保無我君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長 保幼小連携の取組について御質問をいただきました。

保幼小連携は、幼稚園、保育所、小学校などの職員間の交流や連絡会などを行い、児童が円滑に小学校への接続を図るために実施しているものです。

御質問にありました名簿についてなんですけれども、それぞれの所管の担当者が決まっております。異動等もありますので、毎年度、この名簿更新をさせていただいております。

アンケート調査につきましては、校区ごとに連絡会などを行っていただいております。十分に交流が図られていますかとか、接続でどういうふうにつながっていますかというようなアンケートをさせていただいているんですが、その結果、現状では校区によってちょっと差があることも確認しておりますので、たくさんの小学校、園で交流がもっと図られるように、私どもも啓発を続けていきたいと思っております。以上です。

○主査（大久保無我君）村上委員。

○委員（村上直樹君）ありがとうございました。

夜間保育は1か所で、月平均38人程度で、取りあえず足りているだろうということですね。

休日保育も各区1か所で行っているということでした。ありがとうございます。

休日に飲食店に行ったりとかすると、例えば若い御夫婦だけで経営しているようなお店で、奥さんが小さな子供をおぶって注文を取っているとか、そういったところを見かけたことがあるものですから、休日保育とかがあったら、多分預けられるんだろうなと思っておりました。

あと、それとは別に、病児保育事業というのが2億4,400万円上がっているんです。この病児保育事業というのは、特別保育事業とは、また別物と考えていいんですかね。

○主査（大久保無我君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 病児保育事業が別物というか、特別保育事業という事業の中で働く保護者のためのいろいろなメニューをやっていますという形でそういう名前をつけているんですが、いわゆる病児保育事業は通常聞かれる病院でやっているものと同じものです。

○主査（大久保無我君）村上委員。

○委員（村上直樹君）要するに、特別保育事業と一緒にということですか。その中の一つということですか。

○主査（大久保無我君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 特別保育事業の中の一つの事業です。

○主査（大久保無我君）村上委員。

○委員（村上直樹君）分かりました。決算が別々に書かれていたものですから、別事業なのかなと思っておりました。ありがとうございます。

それで、保育所、幼稚園、小学校の連携についてですけども、これは毎年、名簿を更新しているということですが、そんなにすごい予算はついていないんですよね。14万円ぐらいしかつ

いていない。これは名簿を作成して、連携して、例えば具体的にどういうことをやっているとかがあるんですかね。

○主査（大久保無我君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長 主に行われているのは、年長児が小学校に上がる前に、そのお子さんの様子とかを伝えるというようなことで、全部の小学校、園で取り組まれていることだと思います。

ほかには、交流事業として、保育園児が小学校にちょっと遊びに行かせてもらって様子を見せてもらうとか、逆に小学校の児童が保育園に来て保育士体験みたいなことをするとか、そういうことをされているところもあります。以上でございます。

○主査（大久保無我君）村上委員。

○委員（村上直樹君）ありがとうございます。

子供が、例えば集団活動ができないとか、そういったことが幼稚園、保育園で見受けられれば、小学校でもそういった情報を共有するよという形なんですよ。

本会議で小・中学校に通う肢体不自由児の件を取り上げさせていただいたんですけども、多分それもちょうんと連携を取っているかと思うんですけども、幼稚園に今こういう肢体不自由の子がいて、例えば普通であれば特別支援学校へ行くべきところをやっぱり近くの校区内の学校に行きたいというふうに、本人も望んだりとか親御さんが望んだりとかすることが多分増えるんじゃないかなと思うんですね。

インクルーシブ教育もこれから進んでいくでしょうし、インクルーシブが進んだら特別支援学校は要らなくなっちゃうんじゃないかと思ったりもするんですけども、多分、障害者差別解消法等も改正されたので、そういう子はこれから増えてくるのかなと思うんですが、そういった情報も一緒に上げたりとかはしているんですかね。

○主査（大久保無我君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長 年長児につきましては、教育委員会で就学相談というのを行っていまして、障害をお持ちのお子さんはそちらに相談をして、適切な小学校を希望されるのか、特別支援学校を希望されるのか、いろいろあると思いますけれども、相談の中で就学先を決めていくということになっております。以上でございます。

○主査（大久保無我君）村上委員。

○委員（村上直樹君）じゃあ進学相談とは別物だということですね。分かりました。以上です。

○主査（大久保無我君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）私から3点、お伺いさせていただきます。

一時預かり保育ということで、調査号を見たら、69か所で6,840人が利用したと載っておりましたけど、この一時預かり保育にも、育児に疲れた場合のリフレッシュとか、あるいは法事

とか葬儀のために預かってもらうとか、種類があると思うんですが、その内訳とか、どういう理由で使われていることが多いのかというのをまず教えてください。

また、産後ケア事業について、この事業は、本年10月より県で利用料金を出して安くなったということで、大変使い勝手がよくなったと思いますが、令和5年度の宿泊と通所、通所でも長期と短期、あと助産師が行く居宅訪問型、それらがあるかと思うんですが、その利用状況、宿泊だったら何か所宿泊できて、何人利用したかという形で教えてください。

もう一点が、午前中にも不妊症とかプレコンセプションケアとかという話が出ておりましたけど、これも県で助産師会がプレコンセプションセンターというのを開設したというニュースが流れておりますが、令和5年度の本市のプレコンセプションケアの取組、どういうことに取り組んできたのかというのを教えてください。

**○主査（大久保無我君）** 運営給付担当課長。

**○運営給付担当課長** 一時保育の利用実績と内訳についてという御質問をいただきました。

委員も御指摘のように、一時保育というのは、保護者の方が、パートのお仕事だったり、病気だったり、出産だったり、リフレッシュだったりという、いろんな理由で一時的に家庭での保育が困難である場合に対象となる事業でございます。

3つに分けて、昨年度、一般的なお仕事だったりする場合の断続的な保育が1,431人です。それから、緊急保育ということで、病気だったりといった場合が291人、育児のリフレッシュ保育という場合が一番多くて5,118人で、合計で6,840人になります。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 産後ケア事業についてとプレコンセプションケアについて御報告いたします。

本市の産後ケア事業につきましては、委員がおっしゃるとおり、10月から利用料減額を予定としております。

令和5年度の利用状況ですけれども、宿泊型につきましては382件、通所型が1,047件、通所型の短時間が796件、それと居宅訪問型が1,111件となっております。産後ケア施設の数も非常にたくさんございまして、主に産婦人科医療機関と助産院になっておりますが、宿泊型の利用ができる施設が8か所ありまして、通所型と居宅型はそれぞれ宿泊型の施設が行ったりとか、通所型と訪問型だけやっているという事業所などもありまして、大体、通所型では14か所から訪問型が21か所ぐらいで、全体としましては産後ケア事業をやっている事業所は29か所ございます。各区にありますので、それぞれ利用できる状況になっております。

それから、プレコンセプションケアにつきましては、県がプレコンセプションセンターということで事業を開始しておりますが、本市でもプレコンセプションケアセンターという形ではございませんが、おのおの思春期に対する連絡会を開催したりとか、妊娠、出産に伴う相談事業、妊娠ほっとナビというところを実施したりしております。

電話相談の妊娠ほっとナビという妊娠相談は予期せぬ妊娠や不妊や不育症、それからいろいろな妊娠に伴う悩みとか、そういう相談を専門職、主に助産師が受けておりますが、この相談事業につきまして、平成29年から開設しております。

県の相談事業があったり、国の電話相談もあったりするので、相談件数にはばらつきがありますが、令和5年度の相談実績が、予期せぬ妊娠なども含めて全体で115件、その内訳として、不妊や不育症について53件の相談がございます。それ以外の中に、予期せぬ妊娠なども含む様々な相談が62件上がっているところです。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ありがとうございます。

一時預かり保育に関しては、育児のリフレッシュを求めて利用されている方が多いなということは、そこまで周知されているんだなということで、ちょっと安心したところがございますが、先ほどからも話があるように、こども誰でも通園制度というのが、今14園で始まりつつあります。その中で、一時保育とこども誰でも通園制度の整合性、保護者から見たら選択肢が増えていいなという捉え方でいいんですかね。

それとあと、課題とかも見え始めてきたかと思うんですが、それを教えてください。

**○主査（大久保無我君）** こども施設企画課長。

**○こども施設企画課長** 今の御質問にお答えします。

国では、こども誰でも通園制度については、令和8年度の本格実施に向け、今まさに制度を整えようとしているところがございます。

委員御指摘のとおり、先ほど一時保育の話が出ましたけれども、特にリフレッシュ、一時保育につきましては、国の制度上の考え方としては、保護者の、例えばパート的な就労支援であったり、心理的負担の軽減であったりということで、一時的に保育が必要となるお子さんがいる保護者のための制度として制度設計されています。

それから、こども誰でも通園制度におきまして、国の現在の考え方としましては、子供の育ちを応援する、良質な幼稚園であったり保育所であったり、そういう環境で、ゼロ歳から2歳までという限定はあるんですが、子供に少しでも集団に慣れてもらうとか、そういう場で成長してもらうために事業を整えたいという思いでございます。

ただ、そうはいつでも、委員もおっしゃられるように、私どもも含めて、今後どういうふうに整合性を図っていくのかとか、どちらの事業がよりよいのかとかというところは、しっかりと我々も国と確認をし合っていきたいなと思っております。

それから、一時保育につきまして、今後どんなふうになるのかということにつきましても、今後、この国のこども誰でも通園制度の姿がもう少し見えてくると思います。私どもは今試行事業をやっておりますが、先ほども答弁させてもらったところなんですが、この試行事業において、どのようなニーズがあるんだろうかという把握、それからこの事業の効果、これを見極

めたいと考えています。

こども誰でも通園制度につきましては、就労の有無に関わらないで、多様なライフスタイルに応じて、基本的には保護者の方が少しでも預けたいと思うのであれば理由は問わないと。一方で、子供の育ちを応援すると。この辺のところを我々もしっかり研究、勉強していきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ありがとうございます。

本格実施が令和8年度ということで、あと一年ちょっと、効果を見極めたりとかニーズをつかまえたりする年数があるので、しっかりよりよいものにしていただきたいなということとを切に望んでおります。よろしく申し上げます。

あと、産後ケア事業についてなんですけれども、利用料金が安くなって、ちょっと個人的なことですけど、娘がお産をして、短期の授乳とかもく浴とか、近くに助産院があるので、そこに行って、やっぱり初めてのことなんでなかなかその辺が分からないけど、1,000円出してもすごくありがたかったと。それが今度、500円になるわけで。また私たちの時代とやり方が全然違うんですね、と言うと怒られちゃう。親として言うんだけどあまり助言ができないような中で、知らない人もいるかもしれないのでそういうのをしっかりとPRしていただきたいということと、あと一つ、居宅訪問型に関しては、助産師が家庭を訪問されますよね。違いますかね。そうですね。

そしたら、助産師というのは、料理を作ったりとかお掃除をしたりとか、そういうのには手が出せなくて、妊婦とか乳幼児の健康状態とかという、助言とかアドバイスというような形だと思うんですが、それもすごく大切なことなんですけれども、実際に妊婦というか、産後のお母さんが求めているのは、やはりそれと一緒に、御飯をちょっと作ってもらいたいとかお掃除をしてもらいたいとか、そういう現場でのニーズがあるんですが、それに対しては、そういうニーズがあるがゆえにドゥーラとかという、何でも産後のお母さんに寄り添って、育児もするし、妊婦じゃない産後のお母さんにも寄り添うし、食事も作るし、お掃除もするし、実際の母親みたいにやるという、そういうものが生まれてきていると思うんですが、その辺はどのようにお考えか、ちょっと教えてください。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** すいません、先ほど宿泊型の数を私が数え間違っていて、宿泊型が8か所になっております。8か所の宿泊型があつて、通所型はそれぞれ14か所から居宅訪問型が21か所という形になっています。

今、御質問がありまして、本当に産後ケア事業を利用させていただいての感想をいただいて、非常に私どももうれしく思っております。

よく聞かれる質問でありまして、やはり産後ケアにつきましては、産後間もないときのケア

になりますので、私どもで助産師職が在籍しているところということで公募をかけております。

というのが、先ほど委員もおっしゃられたように、実際、母乳が詰まって困ったとか、母乳が出ないとか、それから産後の子宮の回復の過程の様々な悩みとかという、本当に助産師業務に近い相談に対応できるようにというところで、産後ケア事業は考えております。

一方で、やはり要望の多いヘルパーのような実際の家事を手伝ってほしいという要望は切実になっておりますので、私どもは、そちらは産前産後ヘルパー事業というところで実施しております。

そこを区役所の子ども・家庭相談係だとか地域保健係で、本人のニーズを聞きながら、こういうサービスを利用してみてはどうかというようなアドバイスをしながら、保護者が選んでいるという状況になっております。

実際に、ヘルパー、家事支援についても非常に実績が伸びておりまして、委員がおっしゃられた産後ドゥーラの事業所にも参入していただいております。三度の食事とか、兄弟児がいるところの食事とか、ママのケアとともに家事というのがセットになっております。産前産後ヘルパー事業につきましては、今8か所の事業所に手を挙げていただいている、各区、市内全部に訪問できるような体制になっております。

そちらの産前産後ヘルパー事業につきましては、1,322件の利用がされているところです。

その8事業者の中に、3事業者は産後ドゥーラの資格を持っている方に参入していただいているので、非常に利用者の満足度も高い事業となっております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ありがとうございます。

産後ドゥーラは、知っている人が東京で理事をやっているものですから、その辺の情報をちょっと聞かせていただきました。その中で、本当に今おっしゃっているように、助産師とヘルパー、その辺の連携とかというのが一番求められているのかなと思います。その中で1点、北九州市のドゥーラの女性からお金が低いと言われたんですけど、これは実際どうなんですかね。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 委託料の細かい金額は、今持ち合わせておりませんが、この制度設計をするときに、政令市の中ではちょうど真ん中ぐらいの委託料になっております。そちらについては、やはり要望とかもありますし、現在の人件費の状況とかを見ながら、毎年検討を続けていきたいと思っております。

**○主査（大久保無我君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** よろしく申し上げます。

プレコンセプションケアについては、先ほど令和5年度の実績を教えてくださいましたが、

妊娠ほっとナビのことも分かっておりますし、また思春期のことも存じ上げておりますが、プレコンセプションという名前を表に出して相談窓口を設けたほうが、プレコンセプションという名前の認知度を上げるためにもいいのかなと。県がせつかくそういうセンターをつくったんだから、北九州市にしても、プレコンセプション相談室とか、何かその下にほっとナビとかがあったほうが分かりやすいのかなと思ったりもするんですが、いかがですか。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** プレコンセプションケアにつきましては、最近出てきた考え方の総称になっておりまして、妊娠に至る前の若い男性も含めた女性の健康というところがございますが、やはり各部局での子供のときからの成長に伴った健康づくりであるとかということとの関連も非常にありますので、今後、その名称をどうするかということも、いろんな御意見がありますので、そこを見ながら、北九州市としてどういう形で打ち出していくかということころは、今後、私たちも勉強していきたいと思っております。

**○主査（大久保無我君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** よろしくお願ひいたします。

もう一点なんですけど、不妊治療が保険適用になったということは大変喜ばしいことと思っております。その前に、不妊治療に至る前の女性の状態、それこそプレコンセプションケアですけれども、やはり女性が出産する適齢期とかというのが、今、24、25、26ぐらいが一番適していると言われていて、晩婚型になって卵子の凍結とかということを求める女性もいる中で、一回、本当に自分の状態がどうなのかというのは、福岡市が30歳でワンコインの500円で検査するというような形で進めておりますけど、北九州市も何らかの形で早く検査をやる。自分の状態、卵管が詰まっているとか、不育症とかいろいろあるかと思うんですが、そういうのを一回、早い段階で調べておくと、高齢になって不妊治療を受けて、内部に問題があって、すごく心が痛むとかという思いをするよりも、私自身としてはやったほうがいいのかと思っておりますが、この辺の考え方は、どう思っているか、教えてください。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 福岡市が、数年前に検査をワンコインでというのを開始したときに、本市でも検討いたしました。

ただ、やはり不妊の原因につきましては、男女同じぐらいの割合という調査結果もございますし、福岡市がやっている検査について、専門医の先生などにお尋ねすると、それだけでは決まらないことでもあるので、かえって当事者を追い込んでしまうことにもなるんじゃないかという議論も一方であるという、非常にもろ刃のというか、そういう検査になっておりますので、そこは慎重に私どもも検討していきたいと思っております。併せて、不妊治療の保険適用が始まっておりますので、やはり妊娠を望んだときから、早めに受診ができるというような啓発にも力を入れていく必要がありますので、例えば30歳ぐらいで本当に検査をすることがどうなのか

というところは、医学的見地も確認しながら、私たちが望む方が妊娠できるようにということ  
を応援していきたいんですけども、一方で、個人の選択というところもございますから、そ  
こは慎重に検討を進めていきたいと思っております。

**○主査（大久保無我君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 御丁寧な説明ありがとうございました。

やはり、啓発事業というのは大変重要かと思っておりますので、望む、望まないとかに関係なく、  
それは本人が選ぶことですので、やはり啓発の中で、自分の状態のプレコンセプションを考え  
ましようみたいなことの周知とか啓発とかは、しっかりやるべきだなと思っておりますので、  
どうかよろしくをお願いします。以上です。

**○主査（大久保無我君）** ほかに質問はありませんか。いいですか。井上委員、どうぞ。

**○委員（井上しんご君）** それでは、お伺いします。

まずは、昨年度からモデル実施をされておりましたプレーパークについてお伺いします。

今年3月31日までモデル実施をされて、基本的に月一回、今既存のところも月一回やったり  
とか、ちょっとイベント的な感じだと思うんですけども、そういった検討を踏まえて、自分た  
ちも保健福祉委員会で東京都世田谷区の羽根木プレーパークに視察に行かせていただきました。  
子供たちが火を使ったりとか木登りしたりとかという形で、常設型なんですけども、今後  
もまだ広げていくというお話でした。

それで、子供たちが自分の足で歩いて行けるところ、町に近いところとなれば、金比羅キャン  
プ場の周辺とか、キャンプ場も含めてですけども、非常に適しているんじゃないかと思っ  
ています。金比羅キャンプ場については、昨年度来、在り方の見直しが始まって、今月末で一応  
閉鎖と聞いています。運営事業者の募集も今年8月ぐらいに選定があったということですが  
も、民間事業者とも考えながら、金比羅キャンプ場周辺に、ぜひそういった体験型のプレーパ  
ーク的なものを、また新しいキャンプ場も、これまで青少年の教育を目的にしたということ  
で、1人キャンプとかができにくい感じだったんですけども、今のニーズに合った形での転換  
と、子供たちが使える、そういったプレーパーク的なものについての見解を聞かせてくださ  
い。

次に、保育所の年度途中の待機児童の件についてお伺いをいたします。

保育施設数は、令和4年から、北九州市も増えてきております。令和4年で255、令和6年  
4月1日で258ということで、定員もほぼ1万8,000人、1万8,700人から1万8,600人ぐらいの  
感じで確保されています。

入所の子供たちは、1万7,000人ぐらいから1万6,000人後半という形で、若干減ってはいる  
んですけども、自分がまだ子育てをしているときとか、10何年前とかだったら、北九州市はお  
おむね待機児童が少ない、4月当初はほぼゼロという形で、年度途中で若干は増えるけども、  
それでも何とか配置をうまくすれば入れたということを知っていて、そういった認識でした。

しかし、近年、やっぱり入所の相談があって、実際、市が公表しています年齢別受入れ可能児童数ということで、保育所ごとに出ていますけども、八幡東区、八幡西区の近辺も含めて、10月入所ということで考えたときに、ゼロ歳児の入所可能が1名と、1歳児がゼロ人ということで、今なかなか対応ができていないのかなと思います。

当初から、保育所の定員があっても、スタッフがいないために受け入れられないというケースがあると言われていたんですけども、この4月に国も、いいことですが、5歳児の保育士配置の割合が30対1から25対1になったりとか、3歳児についても20対1から15対1と改善して、その分保育士の数が必要になると思うんですけども、市としてどういったことで人員の確保とか、また今非常に厳しい状況の中で、産休明け、育休明けで待ったなしという方が増えている中で、何かいい手を考えておられるかどうか、見解を聞かせてください。

次に、子ども総合センターについてお伺いします。

子供を虐待から守るため、児童相談所にはいろんな権限が与えられています。立入検査、臨検、搜索、場合によっては親権者の意に反して入所措置や親権制限、また刑事告発の支援などが与えられております。

北九州市も、今いろんな相談窓口があると思うんですけども、通常、そういった問題が起きたときに、立入りとか強権的なことになれば、やっぱりそういった権限がある分、保護者とトラブルになったりしがちだと思います。

結局、子供たちも18歳までを対象と、若干、今延長はありますけども、行く行くは子供たちが、親兄弟を含めて、親戚を含めて、いろんなところの支援が必要になってくると。だから、なるべく完全に断絶するような関係にならずに、何とか保護者の方にも周りの方にも頑張ってもらいたいという部分での予防措置というか、多分そういうのをされていると思います。それで、24時間ホットラインという形でされています。

そういったリスクのある御家庭に対して、実際、何か起きたときががちで裁判みたいなことになったら、子供たちが一番傷つきますので、何とかそうならないように踏みとどまっていけるような、当然子供を守ることが第一ですけども、その後の子供の人生を考えたときの親子の絆とか、そういった部分について取り組まれていることがあれば聞かせてください。以上です。

**○主査（大久保無我君）** こども若者成育課長。

**○こども若者成育課長** プレーパークに関する質問についてお答え申し上げます。

プレーパークにつきましては、現在、北九州市内の、例えば地域団体でありますとかNPO法人でありますとか、いろいろな団体の方々に、それぞれの地域で公園の規制を一部緩和しながら、楽しい遊びを子供たちに体験していただけるようにという取組を進めております。

今年度の見込みにつきましては、一応全市で8か所ないし9か所程度で、規模は1か所、お子様10人ぐらいのところから100人を超えるところまで、まちまちではあるんですが、年間

70回ぐらい、そういった形でプレーパークを開催できないかと思って準備をしているところでございます。

今後につきましては、やはり地域の方々とかNPO法人、いろんな方々が主体となってやる事業ということもありますので、その方々に向けたワークショップであるとか、プレーリーダーの養成講座といったものを鋭意実施しながら、プレーパークの活性化を図っていきたいと思います。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 待機児童の御質問についてお答えいたします。

御紹介いただきましたとおり、待機児童、これは国の定義がございませぬけども、平成23年度以降、4月時点に関しては、これまでずっと待機児童に当たる方はおられないという状態が続いております。

そして、今我々のほうで当面の目標として掲げております10月時点におきましても、平成30年度以降は、これまで待機児童は出ていない状況です。

ただ、年間を通して待機をするお子さんがいらっしやらないというのが一番の理想かと思いますが、現在のところ、数は少ないですが、やっぱり年度の後半、昨年度でいえば3月の時点では、待機児童が若干名出るような状況でございます。

ですので、我々としましては、保育所の数が足りないという認識といいますよりも、入所可能な施設ですとかを相談いただいた段階で、まずはきちんと丁寧にそれぞれの御家庭の状況に応じて御案内するような取組を、これまで以上にしっかり頑張っていきたいなと思っております。

そして、案内された児童を受け入れるための施設側の体制についても、委員から御指摘がありましたように、保育士の人材確保は大変難しいというのは我々も承知しておりますので、今後、現場の声をしっかり聞きながら、こういった支援、サポートができるのかというのは考えてまいりたいと思います。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 子ども総合センター次長。

**○子ども総合センター次長** 子ども総合センターでは、親の意に反した措置という形で、年に1～2件、児童養護施設に措置する場合があります。その場合、そのままでは親子の関係修復はできませんので、例えば保護者カウンセリングで保護者に対する医療的支援を行ったり、もしくはペアレントトレーニングということで家族再統合という形での支援を行いながら、また家族として暮らしていける道をずっと模索しながら支援していくといった形で取り組んでおります。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 分かりました。多分いろんな部分で、いろんな悩みがあつて、親もどこかで気持ちが切れてという部分があると思いますので、子ども総合センターについては、

そういった事件が起きる前に、できれば日頃のそういったリスクの把握、そして支援などを強めていてもらいたいと思っております。

保育所の件で、またいい話ですね、来年度もですね、この2025年から1歳児も6対1から5対1に改善する方向で検討すると、要は、子供たちにとってはいい環境が整うというふうに聞いています。本市は独自で  
改善すると、要は、子供たちにとってはいい環境が整うというふうに聞いています。本市は独自で  
いうならばますます今でも1歳児、八幡東区は受入れがゼロなんですけども、  
5対1になっていますが、  
分で、保育士の確保がやっぱり課題になってくるかと思えます。

せっかく定員があっても、保育士がいなければ受け入れられないという部分で、先ほど課長が言われたように、掘り起こしていくとか、まだこういうふうになればできるよという部分で、受け入れる施設側の頑張りもあると思うんですけども、ぜひ受け入れられるように、支援してもらえたらと思います。以上で終わります。

**○主査（大久保無我君）**ほかに。有田委員。

**○委員（有田絵里君）**日本維新の会の有田です。質問をさせていただきます。

まず、病児保育について伺わせてください。

令和5年度は、県が病児保育の利用料金を補助、助成してくれたおかげで、利用者側としては金銭面に関して、子育て中の働くママさんからは本当にゼロになってありがたいというふうなお声をいただきましたけど、やっぱり令和5年度はすごく増えて、最初はなかなか使えないという方が一部いたということで、すごく御苦労されたというお話を伺いました。

その中で、あるお母さんからのお話なんですけれども、施設の病児保育を御利用されているママさんから、オンラインで予約ができるようになって、予約がすごく簡単になったと。これは、ぜひほかの人にも使ってと言って、ほかのママさんにも紹介しているお姿とかもあって、すごくいいなと思いました。

一般質問もこの内容でさせていただいていたんですけども、オンラインシステムを導入するために御尽力いただいた担当者の皆様には、本当に感謝しています。

ただ、令和5年度中は、まだ13施設中6施設しか導入できていないかと思うんですけども、市内全域ではまだできていない状況、13施設で50%を超えていないという状況ですよね。実際に、導入した施設の先生に伺うと、メリットばかりだと。ぜひほかの施設にも入れたほうがいいと伺ったんですけども、まず、なぜ令和5年度時点で全ての施設にオンラインシステムを入れることができなかったのかを確認していければと思いますので、幾つか質問させていただきます。

まず、このシステムの導入に際して、病院側にはどういった金銭的負担がかかるのか。具体的な数字が分かれば教えてください。

また、まだ入れていない施設ですね。導入に対して何がネックになっているのか、課題を教えてください。

また、市としては、このオンライン予約のシステム導入に関しては、今後もやっていくべき

だとお考えなのかどうかを教えてください。

また、病院としてはどうすれば導入できるというヒアリングがどこまでできているのか、伺いできればと思います。病児保育については以上です。

続きまして、産後ケアについて伺わせてください。

こちらも一般質問でもさせていただきました。御答弁いただき、本当にありがとうございます。

一般質問では、現在、産後ケアを御利用中のお母さんたちが、助成をしてもらえる回数として7回というのは、ぜひ見直していただけないですかというような現場からの声をお伝えさせていただきましたけれども、もう少し角度を変えて御質問させていただければと思います。

今回は、多胎児ですね、双子だったりだとか三つ子だったりだとかの御家庭への負担軽減の観点から質問していきたくはありますが、近年、高齢出産、不妊治療がすごく増えてきているということもあります。国全体でも、多胎児出産は増えている傾向だということを伺っていますけれども、まず、そこで本市の現状を確認したいんですけれども、不妊手術数というのは、母体保護統計から分かったんですけれども、不妊治療を受けている件数はちょっと分からなかったもので、これはイコールなのかもしれないんですけれども、すいません、私の調べ方が悪いだけなのかもしれないんですけれども、もし分かれば比較をしたいので、令和4年度、令和5年度の市内の不妊治療件数と傾向、あと令和4年度、令和5年度の市内の多胎児を出産した件数と傾向を教えてください。

また、産後ケア事業がスタートしてから、令和5年度に多胎児世帯が御利用いただいたケースがどのくらいあったのか、カウントされていたら教えてください。

あと、政令指定都市の中で、多胎児について、産後ケアサービスを通常の回数より増やして助成をしていたり、別途、補助をしているという都市、政令指定都市だけでいいです。あれば教えてください。

3つ目、これは過去にも何度か御質問をさせていただいていますけれども、これは簡単にいいです。令和4年度、令和5年度の3月時点での未入所児童数、待機児童数ではなく未入所児童数を教えていただければと思います。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** まず、病児保育についてお答えしたいと思います。

病児保育のオンライン予約についてでございますが、本当に、市議会からも応援いただきまして、少しずつ我々のほうでオンライン予約の導入を進めているところでございます。

それで、今、委員から御紹介いただきましたように、現在、13施設のうち6施設がオンラインでの予約に対応されています。それで、その6施設のうちの4施設といいますのが、令和5年度の市の導入補助を活用して導入いただいた施設になります。

そうした導入施設にどのような具体的な負担が起きるのかという1点目の御質問ですけれど

も、導入に係る経費としまして、初期費用として100万円程度の費用が必要です。これは補助がない全額のイメージです。100万円程度の導入費用がかかりまして、ランニング、毎月の使用料というか、運営事業者というか、運営元に支払う金額として月額2万8,000円程度かかると、我々のほうでは聞いております。

では、残りの7施設に導入が進まない理由というか、何がネックになっているのかというお尋ねについてでございますが、1つは、我々、市の課題なのかもしれませんが、オンラインのメリットといいますか、利用者の方にとってもすごくメリットがあるのはもちろんなんですけれども、施設側にとっても予約受付に係る手間というのが格段に減ると、実は導入した施設の皆様からは我々もお聞きしているんですけども、そのあたりをまだ導入していない施設に我々がきちんと伝えていくというところに、もう少し汗をかいていく必要があるのかなというのを感じております。

あとは、これはまた次の段階でのハードルになるかもしれませんが、病児保育施設、北九州市の場合は全て医療機関との併設、病院と病院の先生にやっただいているという関係もありますので、中には病院独自で患者の予約システムを持たれている施設もあろうかと思えますので、そのあたりとの兼ね合いなども丁寧に見ていく必要があるのかなと考えております。

そして、今後どうしていくべきだろうという点につきましては、令和6年度に関しましては、オンラインの導入に係る補助のための予算をお認めいただいておりますので、先ほどの実際に入れた施設のメリットも含めて、これは我々からお伝えするのもそうですが、例えば実際に導入した施設の方から直接メリットをお話しいただくとか、工夫しながら、しっかり導入を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

それから、未入所児童の数についてお尋ねがございましたので、そこについても併せてお答えしますが、令和4年度と令和5年度の3月時点の未入所児童数でございますが、令和4年度、令和5年3月時点が1,719名、そして、令和5年度、令和6年3月時点が1,866名でございます。以上でございます。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 産後ケアの状況と多胎児の状況についてお答えさせていただきます。

まず、不妊治療の件数につきましては、やはり保険適用になりまして、北九州市の数というのが分からない状況になっております。保険者ごとに請求が行きまして、国の審議会で調査される、国レベルでは37万人を超える方が不妊治療をやっていますというところが、今私どもで把握できる数となっております。

今後、これが分析されてくると、もしかすると県単位ぐらいで出る可能性があるかもしれませんが、そこは私どもでは今は分からない状況になっております。

多胎児の数につきましても、保健統計としては保健福祉局が取りまとめているものが2年遅

れぐらいで出てくるので、直近のもので私たちが把握する方法としては、乳児が4か月になるまでの乳児の全戸訪問、これは全部訪問しますので、目視で確認した双子、三つ子の数であれば、今数としてあります。多胎児の数ですが、令和4年度が多胎児が93人、うち双子が81人で、三つ子が12人、令和5年度につきましては、多胎児が112人、三つ子がゼロとなっております。

それから、産後ケアの多胎児世帯の利用状況につきましては、宿泊型が17回、通所型が35回、通所型の短時間が2回、居宅訪問型が24回となっております。延べ利用回数が78回となっております。政令市も、産後ケアで多胎児を追加しているところが幾つかございまして、ざっと見ると3分の1ぐらいですか、数が今ちょっと数え切れないんですけども、多胎児の加算をやっている自治体があります。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 1つずつ、丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

まず、病児保育について、課題としてもしっかりと捉えていただいている、今後、令和6年度も、しっかり汗をかいていかないといけないところを御理解されているというか、やらないといけないという思いを感じました。ありがとうございました。

令和6年度の分なんですけど、国が各自治体に出す補助金として保育現場のICT化の推進として、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体への補助率のかさ上げを行うとあったんですけども、今、13施設中、70%となると9.1となるので、恐らく9施設以上になるとかさ上げされるんだと思うんですよね。

まず、確認なんですけれども、これは現在導入している施設も合わせて70%以上となればいいんですか。それとも、本市であれば年間で9施設に設置しないと、このかさ上げの部分の補助金は国からもらえないのかとか、何かこの部分が分かれば教えてください。

**○主査（大久保無我君）** 認定管理担当課長。

**○認定管理担当課長** 今お尋ねの国の保育所等におけるICT化推進事業でございますが、本市での導入のための補助予算でも、もちろん活用はさせていただくことで予算を編成させていただいているんですけど、導入施設数に応じたかさ上げの部分については、今手元に確認できるものがございません。申し訳ございません。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** すみません。先ほどの政令市の状況は、宿泊型については6自治体、通所型については4自治体、それから、訪問型については3自治体が、政令市で多胎児の加算を行っております。申し訳ございません。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。

今、6施設でされているということで、すいません、私もこれはちゃんと確認していなかつ

たのですが、もし9施設以上になれば、かさ上げしていただけるということで、これは導入する側としてもメリットがあるのかなと、施設に対しても補助できるんじゃないかなと思って。すごくメリットがあるんじゃないかなと思って、あと3施設頑張ればとちょっと思ったので、今、どれぐらいの目標値を持ってらっしゃるのか、あと、施設数としてこれだけは導入したいと考えているみたいな目標とかがあれば教えてください。

○主査（大久保無我君） 認定管理担当課長。

○認定管理担当課長 当面の目標でございますけれども、令和5年度は4施設に導入していただいておりますけれども、令和6年度の当初予算におきましてお認めいただいている金額が、実は4施設分を想定した額でいただいておりますので、そこを目指してしっかり動いていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（大久保無我君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

足したら10施設なので、かさ上げを目指して、この国の情報を見たらいけるんだと思いますので、ぜひ10施設、頑張ってくださいと思います。というのも、来年もこの補助金が続くかどうか分からないと私は伺っていたものですから。市としても、今あずかるこちゃんを使っていると思うんですけれども、例えばあずかるこちゃんを提供している会社をお願いして、まだ使っていない病院全部で何か試運転じゃないですけど、試しに一緒にやってみませんか、1か月間何かお試しでやってみませんかという営業をしてみたりとか。市だけでしないで、あずかるこちゃんの会社にちょっと連携していただくとか、あとは医師会にも、どういうふうに働きかけしていただくとか、いろいろとあると思うんですけれども、ぜひ、市だけじゃなくて、せつかくあずかるこちゃんの企業もあるので、何かそこで、自分たちだけでというよりは、いろんなところに、いろんないい事例があると思いますので、ぜひ一つ一つの施設に営業を、働きかけをしていただければなと思いました。これはできれば、本市全部に取り入れていただきたいという強い要望がありますので、ぜひよろしく願いいたします。病児保育については以上です。

続きまして、産後ケアについてですね。追加していろいろ教えていただいて、ありがとうございました。

なかなか傾向が見えない中でしたけれども、産後ケア、市内の多胎児の件数だけで見たら、令和4年度、令和5年度と少しずつ増えているというのが分かりましたということと、産後ケア事業をスタートしてからも、御利用の回数というのがしっかりあるんだなというのは分かりました。

今回、御質問させていただいた理由として、産後ケアサービスを提供している施設側が多胎児の御家庭に関わられたときに、あまりにもお母さんの子育てに対する負担感が大き過ぎると。普通に産後1人を育てているだけでも、寝る時間もない、御飯を食べるのもいつだろうみ

たいな状態なのに、さらに御飯をいつ食べたか分からない、いつ寝られるか分からないという、すごい不安の中で、何か想像を絶する子育てをされていると伺って、お母さんも疲労がすごいというのを、事業所の方が訪問型で行かれて感じていたみたいなんですけれども、訪問型って本当に2～3時間の間で、しっかりまとめて、母乳のケアとか、いろいろと子供たちのケアとかお母さんのケアとかをされていると思うんですけど、実際、やっぱりお母さんの負担感を見ると、これでは足りないんじゃないかというのをすごく切実におっしゃっていました。

本当に子育てに大変苦労されているなというのを見たということだったんですけれども、多分お調べいただいていると思うんですけども、他都市で、例えば福岡市では、多胎児利用の場合は加算がついて利用単価が上がったり、通常だったらするんですけども、2人目以降に係る利用料金の無償化をしていたりだとか、熊本市では、通常の助成が入る上限回数が7回じゃなくて、そもそも10回いけるとか、あと、同じ政令指定都市の相模原市であれば、多胎児に対しての助成が普通の子、普通の御家庭だったら上限が7回までなの、14回まであったりと、さっきおっしゃったとおり、政令指定都市の中で3分の1ぐらいしか、まだ多胎児に関しての補助というのは出ていない中でも、しっかりやっている都市はやっているんだというのが印象でした。

少しでも子育てをする家庭に寄り添った事業ができているんだというのが、今回調べて分かりました。本市は100万人を目指していて、子育てしやすい町ナンバーワンとして、やっぱり訴える、言える取組を進めていかなければならないと思うんですけども、本市では、子供を双子、三つ子と産んでも、こういった細かな部分もしっかり取り組んでいるんですよというのが言えるような取組というのをぜひしていただきたいと思うんですけど、市としてはどのようにお考えでしょうか。

**○主査（大久保無我君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 委員のおっしゃるとおり、多胎児の育児につきましては非常に心身ともに負担が大きいということは、私どもも認識しておりますので、今後、産後ケアも含めて、いろんな多胎児の支援ということには、私たちもしっかり努力していきたいと思っております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。

今、回数を増やす話が返ってくるとは全然思っていないですけども、ぜひ、何か前向きに御検討いただければなと思いましたので、いろいろと研究していただきたいと思います。産後ケアについては以上です。

最後に、令和4年度、令和5年度の未入所児童数、ありがとうございます。また、さらに増えているんだなという印象でした。毎年そうですけれども、3月時点ではマックスに増え、そして4月になってある程度減るというものだと思うんですけど、やっぱり年度末になるとこ

れだけいらっしゃるんだなというのが分かります。

ちなみになんですけれど、今回の9月議会中の一般質問で、アンケートの御紹介をされていたと思うんですけれども、保育園に送るために車を使っている方がかなりいらっしゃるというような御答弁をされていたと思うんですけれども、その数字を改めて伺うことは可能でしょうか。

**○主査（大久保無我君）** こども施設企画課長。

**○こども施設企画課長** 今、有田委員がおっしゃったのは、昨年6月から7月にかけて、送迎保育ステーションに関してのニーズ等を確認するためにさせてもらったアンケートのことだと思います。

御自宅から保育所に向かうのに車を使用されている方が84%。こういう結果となっております。以上です。

**○主査（大久保無我君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。

84%、多いなと思いました。だろうなとも思っていたんですけれども、私も何回かお話ししましたけれども、子供を保育園に預けてくるのに1時間10分から20分ぐらいかけて行っていた立場なので、周りのお母さんたちも自転車連れていっているよ、歩いて連れていっているよという方は、結構少ないんですね。やっぱり車で行かれているし、働かされているママさんは多いから、やっぱりどうしても遠方になるのかなと思います。近くに預けられるって、かなりまれなんじゃないかなと思っております。そういう声もやっぱり多いです。

という中で、送迎保育ステーションはすばらしい取組で、ぜひ御検討いただければなとも思っているんですけれども、私はちょっと別の観点でお話したい。御提案したいのが、前にもお話ししたかもしれないんですけど、例えば車で5分とか10分以上とか、ある程度の目安はあるかもしれないんですけど、ここ以上に遠い保育園に預ける場合は、何か助成しますよとか、遠方に預けられるママさん、例えば本当に遠い、自宅から30分とかでなかなか保育所に預けられない、近くでは無理だけれども遠方だったら預けられるとか、なかなか条件としては難しいかもしれないんですけど、少しでも未入所児童、待機児童数というのを減らしていく、なおかつ、今ある施設を有効に使っていただく方法として、お母さんたちが頑張ってくれて、そういう遠方に預けていただけるとかということであれば、そこにはちょっと助成しますよというのも、検討してみてもいいのかなと。

送迎保育ステーションというのは、かなり限られたところでしかできないと思いますので、今やられているところも何施設かしか、多分できていないと思うんですよ。であれば、今提案した内容というのは、市内どこのお母さんでも対応できるのかなと思ったので、何かそういうのも御検討いただけたらうれしいなと思ったので、これはあくまでも御提案とさせていただきます。今日は以上です。ありがとうございます。

○主査（大久保無我君）大石委員。

○委員（大石仁人君）1点、放課後児童クラブについてお伺いします。

地域を回ったら、小学校に隣接しているクラブと離れた場所にあるクラブとがあるなど思います。

小学校に隣接するほうが多いと思うんですけども、離れた場所にあることによる不便だったり不都合というのが、どのぐらいあるのかなと思っているのですが、そのところの見解をお願いいたします。

○主査（大久保無我君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 放課後児童クラブの施設の立地状況ということで、小学校敷地内と敷地外というところで、まず数字から御案内しようと思います。

クラブ自体は令和6年度で130ございますが、敷地内、敷地外、両方持っているようなところもありますので、合計数は130にはなりません、小学校敷地内のクラブが92クラブ、小学校敷地外のクラブが47クラブとなっております。敷地外のうち9クラブは、小学校の敷地内の施設も併用しているというような状況です。

それで、敷地外の利用者の方からの声というところで、全部が全部ではないんですが、やはり学校からすぐ行けるようなクラブであってほしいという声はあります。以上でございます。

○主査（大久保無我君）大石委員。

○委員（大石仁人君）ありがとうございます。

それに関連してなんですけども、敷地外のところでは、児童館でやっているところが多いんじゃないかなと感じていますけども、その認識はどうですか。

○主査（大久保無我君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 先ほど申しました敷地外のクラブは47クラブで、そのうち28が児童館で実施しているクラブということになります。以上です。

○主査（大久保無我君）大石委員。

○委員（大石仁人君）ありがとうございます。

これは、僕が見ていて感じていることなんですけども、離れた場所で、児童館でやっているところって、市民センターの近くとか学校の近くでやっているところよりも、地域の大人との関わりがちよっと薄いように感じます。少し、大人たちとの距離、溝ができてるように感じているんですけども、そういったところを私は感じていて、子供たちの安全性も含めて、やっぱり学校の敷地の近くにあったほうが、安全性も含めて、時間の確保も含めて、いいのかなと思っています。児童館の方向性について、今の見解、今後の見通しを教えてください。

○主査（大久保無我君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 児童館内のクラブにつきましては、おおむね年間の利用というの

は、児童館の学童だけで34万人の延べ人数になりますので、ちょっと大きいんですが、これが児童館の利用者のうちのかなりのウェートを占めているということになってございます。

加えて、児童館自体もかなり老朽化してきているところもございますが、ただ、地域の18歳までの子供の居場所で整備された児童館でございますので、今後、そういった児童館の役割というのはしっかりと考えていかななくてはいけないと考えているところでございます。以上です。

○主査（大久保無我君）大石委員。

○委員（大石仁人君）ありがとうございます。以上です。

○主査（大久保無我君）ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で本日の議案審査を終わります。

次回は9月30日月曜日午前10時から、第6委員会室で、市長質疑を行います。ついては、質疑項目を本日の午後4時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

本日は以上で閉会します。

---

令和5年度決算特別委員会 第2分科会 主査 大久保 無我 ㊟